

総合計画基本計画 評価調書
(社会基盤専門委員会)

平成30年3月19日

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	都市計画課

1. 現基本計画での 位置付け	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 280 438 353">章</td> <td data-bbox="438 280 1495 353">第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 353 438 409">節</td> <td data-bbox="438 353 1495 409">第1節 快適な都市環境の形成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 409 438 465">細節</td> <td data-bbox="438 409 1495 465">(1) 快適な市街地と集落の基盤形成</td> </tr> </table>	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します	節	第1節 快適な都市環境の形成	細節	(1) 快適な市街地と集落の基盤形成
章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します						
節	第1節 快適な都市環境の形成						
細節	(1) 快適な市街地と集落の基盤形成						
2. 施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ○コンパクトで持続可能な市街地形成のための都市再興基本計画の策定 ○適切な土地利用と開発方針 ○既存ストックの活用と計画的な開発による都市基盤整備 ○良質な生活環境の維持・創造のためのまちづくり計画の活用 ○茅原北土地区画整理事業の実施 						
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に合併全市を対象エリアとした都市計画区域の統合・拡大と区域区分の設定を行い、均衡した市街地と農村集落の形成に取り組んでいる。 その中で、市街化調整区域では条例区域を指定し、有効利用と規制による適正な土地利用を図っている。しかしながら、一方では、地域拠点となる施設や、既存の医療福祉施設の拡張など、市街化を促進しない用途での土地利用の検討が必要となっている。 ・都市経営の効率化を目指す「コンパクト＋ネットワーク」の考え方により、平成29年1月に「鶴岡市都市再興基本計画」を策定した。平成13年策定の「鶴岡市都市計画マスタープラン」の見直しと合わせ、都市再生特別措置法による「立地適正化計画」を策定している。急速に進展する高齢化、人口減少社会に対応したコンパクトシティによる市街地の土地再編に向け、都市機能誘導区域(187.1ha)と、居住誘導区域(921.7ha)の指定によりコンパクト化を図り、農村集落毎の分散機能の集約をする「小さな拠点」を展開し、これらを繋ぐ公共交通機関としてバス幹線ルートを維持しネットワーク形成する。 ・中心市街地においては、現在、銀座、川端地区を中心とした民間投資(荘内銀行、きらやか銀行、商工会議所等)が進展し、シビックコア地区においても国の第2合同庁舎の整備が決定(H29～34)している。これらを契機に、中心市街地の低未利用地の有効活用を図り、まちなか居住を重点施策として、にぎわいづくりの回復に努める必要がある。 ・また、市域全域の土地コントロールについても、北部サイエンスパークの拡張等に伴う「区域区分」の見直し、「茅原北土地区画整理事業」(H27～33)の実施により、人口フレームに応じた市街地の再編の必要がある。 <p>【課題】</p> <p>全国的課題である急激な人口減少少子化社会を受け、国では国土グランドデザイン2050により「コンパクト＋ネットワーク」、「小さな拠点」を機軸に都市構造の集約を謳い、本市においても2040年人口予測を94,000人(対2015年▲28.2%)とし、空き家数も前4年間比(H23-27)で23.4%の増加となり、今後はこれに対応する人口フレームに応じた都市構造の再編により、市街地の低未利用地の解決と適正規模の居住環境の整備、郊外地・農村集落では生活サービス機能の集約化と高齢者居住に対応できる社会基盤の構築が都市計画的課題となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また市街化区域の区域区分については、H31年度の県都市計画基礎調査に時期を合わせ、市街地の戦略的土地利用政策に向け、北部サイエンスパークの拡張計画を踏襲した市街地北側の用途地域拡大を計画する。 						

<p>4. これまでの取組 とその評価</p>	<p>H29.4 に本市の都市計画の基本方針なる「都市計画マスタープラン」と、国土交通省が都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」を併合した、平成38年度までの10年間を目標とする「都市再興基本計画」を策定した。鶴岡市街化区域を中心円とし各旧町村の小さな拠点を繋ぐ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を都市再興基本計画の方針とし、立地適正化計画の認定と29年度に「全国コンパクトシティモデル10都市」の選定によるプライオリティを受け、「地方再生コンパクトシティ」(国土交通省 H30-32)等の有益な支援制度を活用しながら、具体的な市街地整備事業に繋げている。</p> <p>(都市計画区域の拡大・統合及び区域区分の実施)</p> <p>市全域における開発ルールの統一により無秩序な開発が規制され、土地利用の目標である市街地の無秩序な拡散と郊外地域の既存集落の生活環境の保全が図られる環境が構築された。</p> <p>市街化調整区域においては、必要かつ適正な土地利用を図っていくため、開発許可の要件、条例の見直し等について整理する。</p> <p>(まちなか居住)</p> <p>中心市街地の低未利用地が目立ってきており、その有効活用について、H28.12に「まちづくりに関する協定」を締結した早稲田大学とともに調査検討を行い、市民参加のワークショップによる検討を行った。まちなかのにぎわい創出のためのプロジェクトに向け各種調整を進めの事業を実施する。</p> <p>(茅原北土地区画整理事業)</p> <p>組合施行の土地区画整理事業として、平成27年度に都市計画決定、事業認可、組合設立。平成33年度までの事業完了を目指し、業務代行方式により事業計画期間内での完了を見込む。また、土地利用に配慮しながら、良質な生活環境を創出するため、用途地域変更、地区計画制度を導入する。</p>	
<p>5. 施策に関連する 計画</p>	<p>計画名</p>	<p>鶴岡市都市再興基本計画(都市計画マスタープラン+立地適正化計画)</p>
	<p>計画期間</p>	<p>平成29年度から平成38年度</p>

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	都市計画課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第1節 快適な都市環境の形成
	細節	(2)歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり
2. 施策項目	歴史的風致維持向上計画事業の促進	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>平成 25 年に鶴岡公園とその周辺地区、羽黒手向地区、羽黒松ヶ岡地区の 3 地区を重点区域とする鶴岡市歴史的風致維持向上計画を策定し歴史まちづくりを推進している。</p> <p>歴史まちづくりによる魅力の向上は、観光客等の来街者の増加に結びつくものと期待され、それぞれの地域の整備は徐々にではあるが進んでいるものの、無電柱化など様々な調整作業が進まず、大きな成果を上げるに至っていない。</p> <p>歴史まちづくりによる観光客等の増加のためには、各施策を着実に実施していくことが必要であり、さらに3つの重点地域が連携して来街者を誘引する取組が必要となっている。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>【取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴まち三重点地区の景観連携による魅力あるまちづくりを進めるため、「鶴岡市歴史的風致景観連携計画(重点3地区連携計画)」を策定し、城下町、出羽三山、食文化等を重点テーマとする「毎々が DC 事業」や、「鶴岡市国際観光推進行動計画」に基づく観光振興事業を側面的支援していく。 2. 平成 26年度に開催した市民まちなかワークショップを起点とし、歴史まちづくりを実践する市民 A グループ「歴まち meeting」を立ち上げ、閉館した「鶴岡ホテル」の公開事業を春、秋に実施している。 <p>歴史的建造物の保存活用は、平成28年度までに大宝館をはじめ8件の歴史的風致形成建造物の指定を行い、公開に必要な施設修繕などに対して補助している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 手向地区の町なみ修景に向けた住民の話し合いを重ね、修景に関する集落協定の締結を進めた。平成29年度から修景整備に対する補助金制度を創設し、良好な景観の形成に努めている。 4. 松ヶ岡開墾場の史跡箇所整備について、地元や専門家を交えた検討会議により保存活用計画の策定を進めているとともに、これに先行し史跡周辺の広場及び駐車場の整備を実施した。 <p>【評価】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 三重点地区を連携させた歴史まちづくりにより、本市の一層の魅力増進が図られ、来街者の増加が期待される。今後は、歴史、伝統、自然、食など本市の魅力的な要素を更に連携させるとともに、三重点地区を含めた市内の観光地を円滑に周遊できるよう、二次交通網の整備を含めた環境整備について、関係部署との横断的な専門プロジェクトチームにより進めていく必要がある。 2. 鶴岡ホテルの公開事業により、市民の鶴岡ホテルへの関心を高めることができたが、今後の鶴岡ホテルの維持や公開活用の方向性が定まっておらず、所有者や関係機関との調整が必要である。 <p>歴史的建造物の保存活用は、国の補助支援を受けながら計画的に実施しているが、民間所有の施設は所有者の意向が大きく影響することから調整に時間を要している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 手向地区のまちなみ修景整備は、集落ごとにまちづくり協定を締結するなど、住民レベルでの協力体制の構築が進んでいる。修景整備に対する補助金事業は、初年度 6 件の申請があり、良好な景観形成が図られたと好評を得ており、今後も申請者の増加が見込まれる。 <p>観光客や来街者が宿坊街を散策し歴史的な趣を味わえるよう、修景整備以外の魅力向上の取組についても、更に進めていく必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 松ヶ岡開墾場の史跡が市の所有となったことで、市が直接事業として整備を実施できることとなった。平成29年4月に日本遺産認定されたことを契機に、史跡の保存活用計画の策定が進められており、計画に基づく具体的な施策の推進が求められている。 	
5. 施策に関連する 計画	計画名	①鶴岡市都市再興基本計画(都市計画マスタープラン+立地適正化計画) ②鶴岡市景観計画 ③鶴岡市歴史的風致維持向上計画
	計画期間	①平成29年度から平成38年度 ②平成20年度～ ③平成25年度から平成34年度

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	都市計画課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第1節 快適な都市環境の形成
	細節	(3) 地域の特性を生かした景観形成
2. 施策項目	<p>○大規模建築物、工作物の規制</p> <p>○地域の個性を生かした歴史的まちなみ景観の維持向上</p> <p>○眺望景観保全のため建築物の高さの規制・誘導</p> <p>○景観を生かしたまちづくりのためのルール化</p>	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>鶴岡市景観計画の策定、都市計画高度地区による高さ制限、景観法に基づく大規模建築物等の届出制度の実施等の景観形成に関する取り組みを行ってきた。しかし本市の個性ある景観を形成し地域の歴史や伝統・文化を担ってきた歴史的建造物が、生活スタイルの変化や所有者・管理者の高齢化、担い手不足などの要因から維持管理が困難となっており、老朽化や解体など貴重な資源が失われつつある現状にある。</p> <p>今後、本市の歴史性を活かした景観形成を継続して行っていくためには、地域の個性ある景観を形成し地域の歴史や伝統・文化を担ってきた建造物の保全活用が求められている。特に文化財の対象とはならない建造物等の系統的な調査・選定も不十分であり、それらの多くが民間・個人所有となっているため、その維持・保全を行っていくための仕組みづくり（推進体制、支援策）が課題である。</p> <p>また、昨今全国的な展開を見せる再生可能エネルギーの風力発電と景観保全の関係性において、民間企業より出羽三山地域への風力発電申請が複数あるため、「再生可能エネルギー供給施設の設置等に係るガイドライン」等において制限地域の設定するなどの措置について検討が急務である。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>平成 25 年度に国の認定を受けた、歴史まちづくり法に基づく「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」に基づき、国の支援措置を導入し、歴史的建造物の保存・活用やそれらと一体となり展開し良好な市街地を形成している歴史文化を反映させた人々の活動への支援などを行っていくとともに道路等公共空間などの周辺環境整備により歴史的風致の維持向上を図っている。また歴史的風致維持向上計画の重点区域においては、今後、景観法・都市計画なども活用し、規制と支援措置による誘導で歴史的風致を形成している景観形成に取り組んでいる。</p> <p>平成 18 年に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 20 年に鶴岡市景観計画を策定したことで、従来の自主条例による届出制度も景観法に基づくものとなり、より効果がある景観誘導へと発展させた。また、大規模建築物等の届出制度の対象を新市全域へと拡大し、これにより周辺の景観環境との調和が図られ、地域の個性を形成する景観の阻害要因を抑制してきた。</p> <p>平成28年に、都市計画高度地区の都市計画決定を変更し、中心市街地のにぎわいにつながる土地利用を促進していくため、「許可による特例」の明確化等を行い運用している。</p> <p>山王地区、馬場町五日町地区、川端通り地区、羽黒手向地区については、各地区の特性に応じた、まちづくりのルール化や住民協定により、景観形成を図ることとしている。</p> <p>平成 29 年度には、上記の重点地区において「鶴岡市コミュニティアーキテクト」を設置し、建築・土木専門家により官民が連携した景観に配慮した建築指導に取り組んでいる。</p>	
5. 施策に関連する 計画	計画名	① 鶴岡市都市再興基本計画(都市計画マスタープラン+立地適正化計画) ②鶴岡市景観計画
	計画期間	①平成29年度から平成38年度 ②平成20年度～

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	都市計画課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第1節 快適な都市環境の形成
	細節	(4) 賑わいある中心市街地の形成
2. 施策項目	<p>○都市機能の集積と民間事業の立地誘導</p> <p>○まちなか居住の推進</p> <p>○鶴岡公園周辺及び、中心商店街につなぐ内川周辺エリアのまちづくり</p> <p>○「歩いて暮らせるまちづくり」の推進</p> <p>○市民との協働によるまちづくりの推進</p>	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>【現状】</p> <p>・市街地では、中心市街地への都市機能集積として、平成 17 年～21 年度までに公園周辺への公共施設整備を図り、また、現在は銀座・川端地区を中心に民間投資(荘内銀行、きらやか銀行、商工会議所等)が活性、さらに国の鶴岡第2地方合同庁舎の建設(H29-H34)に着手しており、中心市街地再編の大きな契機となっている。</p> <p>・市の施策として、駅前再開発ビルの「食文化情報発信拠点」としての再整備、銀座セントルの「まちづくりセンター」としての再利用、「中心市街地の一方通行見直し」の個別プロジェクトと合わせ、まちなか居住を重点施策として、「駅前ジャスコ跡地への複合型集合住宅」、「銀座・山王地区でのまちなか居住プロジェクト」の展開し、中心商店街の活性化が急務となっている。</p> <p>・また、民間投資を誘発するため、まちなみ景観は保全したまま「都市計画高度地区の見直し」(H28.11)を実施しており、さらに「民間建設事業の誘発のための支援策」や「まちなか居住を推進するための民間支援策」の検討が課題となっている。</p> <p>・これらの事業・施策を総合的かつ多面的(ハード・ソフト両面)に展開するために、平成 30～34 年度の事業期間で「中心市街地活性化基本計画」(Ⅱ期)を策定し、各種事業を実施することとしている。</p> <p>【課題】</p> <p>市街地整備については、第1期中心市街地活性化基本計画(H20-24)、都市再生整備事業の事業期間(H17-21)により、中心市街地への都市機能集積は実施され、中心市街地人口や市街地観光客数、中心商店街の来訪者等の一時的回復は見られたものの、総体的な回復には至っていない。この要因としては、まちなか居住人口の減少と中心市街地での就労機会の停滞が課題となっている。</p> <p>しかし、シビックコアゾーンの国の第2合同庁舎の事業化や内川沿いへの荘内銀行を始めとする民間オフィス機能の再整備、中心市街地一方通行解除等により、鶴岡公園周辺、銀座・川端地区では大きな転換期を迎え、公共施設と民間機能が一体化となった「第2次中心市街地区整備基本計画」策定による都市機能整理が必要となっている。また、駅前地区においても、バイオサイエンスパークの拡大やTDK等の弱電産業の拡張と合わせ、マリカ東館への「食文化情報発信拠点 FOODVER」の整備、H31 新潟・庄内デスティネーションキャンペーンの開催、インバウンド観光を対象とした駅前機能の再整備の契機となっている。</p>	

4.
これまでの取組
とその評価

これまで本市の都市計画、まちづくりに一貫して指導いただいた、早稲田大学と「まちづくりに関する協定」を締結(H28.12.21)し、人口減少社会に対応する既存ストックを活用した公民連携(PPP)のまちづくりを展開するため、新しい人材の発掘と育成が重要であり、鶴岡まちづくりセンターを拠点に高校生、大学生、若年層を中心として担い手の育成とネットワーク、施策提言と実行までのスキルアップを図っていく。

また、地方創生・人口減少対策のため、鶴岡の都市の魅力ブランド化し、市民が誇りを持ち住み続けられる街、移住してくる街づくりの展開につなげていく。

- ① まちづくりセンター(銀座セントルのリノベ)による人材育成とエリアマネジメント事業
- ② まちなか居住プロジェクト(再掲:中心市街地活性化事業)
- ③ まちづくりブランディング事業(対外的発信力の強化)

※ まちづくりセンターについては、都市再生推進法人の認定による各種支援、許認可等のメリットを生かし、商店街やまちづくり関係団体を横断したエリアマネジメント、中心市街地活性化につなげる。

① 鶴岡駅前地区活性化対策

【取組】(市街地再開発ビル東館)・1階:食文化情報発信拠点整備。民間会社FU-DOが設立。市と民間の床を区分し、市は情報発信機能整備、民間会社はセレクトショップ、地酒コーナー、食テナント、産直機能等により、ユネスコ食文化創造都市に相応しい拠点整備を行い、平成29年7月にオープンしている。・2階はオフィス機能・3階は公的利用(庄内産業振興センター、子育て支援施設)。

(駅前パークビル)竣工から30年が経過し、外壁の破損による落下、外壁背面の鉄骨、ブレースの腐食等により計画的な長寿命化工事を実施中。期間:H27~31 事業費:418百万円。駐車:718台。

【評価】鶴岡駅前地区は現在、ビジネス客を中心にしてビジネスホテルや夜間性飲食店に賑わいが戻っていることから、マリカ東館1階食文化情報発信拠点の整備効果に期待される。

② 中心市街地活性化支援

【取組】これまで、山王商店街では市施行の道路改良事業、商店街による空き店舗活用事業、沿道店舗の外観改修事業等を実施。銀座地区では、まちなか居住「クオレハウス(高齢者向けコーポラティブ住宅)」整備を実施してきた。

また、平成27年度からは、銀座地区を対象に、早稲田大学との協働で、住民参加型WSにより、シェアハウス(銀座3街区)、中庭空間整備(銀座6街区)、共同建替え事業(川端通り、みゆき通り)の検討を行い、民間事業による事業実施に向けコーディネートを委託。

【評価】山王道路改良事業においては、商店街の店舗数は回復したが、歩行者通行量は一時上昇したものの低迷状態(H22-H27)にある。また、商店街によるソフト事業としてナイトバザールの盛況は見られるが、リノベーションされた「江鶴亭」、「イチローゼ商店」等の若者の有効活用によるにぎわい創出が課題。銀座商店街では、平成29年度にセントルの銀座商店街への無償貸付及びまちづくりセンター開設、NHK文化センターの移転、さらにはエビスヤ薬局の再利用が予定されており、若者を中心としたまちづくりの展開が期待される。駅前、山王、銀座ともに、「リノベーションスクール」、「なりわいプロジェクト」に参加する若者層を取込んだまちづくりの展開と新たな人材(ディレクター)の掘り起こしが課題である。

③ シビックコア地区整備

【状況】「鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備計画書」に基づき、旧庄内病院跡地周辺の基盤整備については周辺道路の整備、多目的広場整備、医師公舎整備事業については平成27年度までに完了。国の鶴岡第2地方合同庁舎がH29-H34事業として事業着手し、都市計画道路「3.6.1道形黄金線(馬場町地内)」の整備と合わせ今後5年間に事業展開される。

【評価】国の鶴岡第2地方合同庁舎建設、新文化会館と内川沿いの銀行等のオフィス機能強化により、昼間人口の拡大により中心市街地の活性化に期待される。

5. 施策に関連する 計画	計画名	鶴岡市都市再興基本計画(都市計画マスタープラン+立地適正化計画) 鶴岡文化学術交流シビックコア地区整備計画書 鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略
	計画期間	平成29年度から平成38年度 平成16年度～ 平成26年度～

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	都市計画課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します						
	節	第1節 快適な都市環境の形成						
	細節	(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全						
2. 施策項目	公園・緑地の整備							
3. 施策に関わる 現状と課題	【都市公園・緑地の現況】 鶴岡都市計画区域の都市公園は、							
	種別	計画決定公園		左のうち開設公園		開設率 (%)	一人当たり 面積(m ²)	摘要
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)			
	街区公園	56	10.33	54	9.97	96.4	0.85	市決定
	近隣公園	4	6.90	4	6.90	100.0	0.59	市決定
	総合公園	1	12.80	1	12.00	93.8	1.02	県決定
	運動公園	1	22.90	1	22.60	98.7	1.93	県決定
	特殊公園	2	15.10	1	7.40	49.0	0.63	市決定
	合計	64	68.03	61	58.87	86.5	5.02	
<p>※一人あたり面積は平成29年3月31日現在の都市計画区域人口(117,287人:推計値)から算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画緑地は、計画面積151.1haに対して、62.0haの開設面積となっている。 ・都市計画決定されていない都市公園・緑地は、鶴岡地域が10箇所1.77haであり、藤島地域が6箇所2.17ha、櫛引地域が1箇所0.43ha、温海地域が2箇所0.44haである。また、羽黒地域には特定地区公園が1箇所あり、面積は3.28haである。 <p>【都市公園・緑地の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡地域では、1人当たりの公園面積が5.02m²と都市公園法施行令に定める面積10m²を満たしていないが、今後は人口減少に対応した公園施設の個性化、集約化が重要となっている。市街地内では容易に新設公園の整備は難しいため、未開設公園の整備と共に、各種公共施設のオープンスペース等の有効活用を進める必要がある。 ・また、憩いの場として都市公園を利用する場合、飲食店や売店などの休憩施設の有無が魅力の一つとなるが、大きなイベントでの仮設店舗や露店の出店のみであり、休日の店舗設営を望む声が大きくなっている。都市公園法改正を受け、公園内での民間事業者の収益事業の拡大を図る。 ・公園管理全般では、公園施設の定期的な点検を実施し、その結果に基づいて修繕や更新等を行っているが、将来的に向けて各種公園の役割や機能を明確にし、地域の意見を聞きながらプライオリティーを見極め、公園長寿命化計画をベースに、計画的に整備していく必要がある。 ・なお、街区公園においては、日常の点検報告と維持管理について町内会と委託契約をしているが、実状は老人クラブや高齢の方々などが維持管理に従事しており、世代交代など進んでおらず、人員不足から維持の困難なところも出てきている。これらを受け、障害者就労施設等への一括委託やPARK-PFI等による街区公園管理を検討していく必要がある。 <p>【農村公園の現況と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域全体で59箇所の農村公園が整備されているが、整備後30年近く経過している施設が多いため、計画的な遊具等の修繕整備と安全に配慮した維持管理の徹底が必要とされている。今後は「農村公園公園施設長寿命化計画」策定により計画的修繕を図る。 ・農村公園の維持管理は、地域の住民会等と委託契約をしているが、街区公園と違い管理用機械が充実しており、除草作業などは効率的に行われているが、農家数が減少しており将来的に担い手不足が懸念されている。 								

【地域の歴史・自然・観光資源など地域特性を生かした公園・広場の現況と課題】

- ① 鶴岡公園は主要道鶴岡羽黒線を境に、南側は平成12年以降、タウンキャンパス・やすらぎ広場など概ね整備を終了しているが、北側は歴史文化ゾーンとして、土地の利用計画として位置づけ、平成23年度からトイレの更新や、バス用駐車場を整備し、平成25年度から2ヶ年で園路整備をすすめてきた。
鶴岡公園は平成29年に日本城郭協会より「続日本100名城」に指定されており、周辺の藩校致道館や致道博物館、丙進堂など周辺の歴史的文化財と一体となった整備が必要である。また、老木化した桜をはじめとした樹木の更新について計画的に進める必要がある。
- ② 大山地区では、風致公園である大山公園の往時の景観を確保するため、地元大山公園再生協議会を推進母体として、尾浦八景の景観地を中心とした景観確保事業を進めてきた。桜やモミジなどを適正に管理しながら、雑木については景観を阻害し、保存木にも影響あるとして伐採を実施した。平成28年度から大山自治会を指定管理者として大山公園の維持管理を進めているが、地元が主体となって、良好な景観を維持しながら、伐採後の低木の植栽や、転落防止の木柵、生け垣などの整備を進める必要がある。
- ③ 赤川河川緑地については、サッカーやソフトボール、ゲートボールなどのスポーツ利用や赤川花火大会、ワイン祭りなどのイベント利用、ウォーキングや花見など憩いの場として多くの利用者があるが、水飲み場やトイレなどの施設不足や幼児や子供が楽しめる空間の整備を進める必要がある。
- ④ 藤島市街地には、堀や土塁が残されている藤島城址や、全国でも唯一郡役所と郡会議事堂が共に創建当時の場所に保存されている東田川文化記念館、酒田の山居倉庫を凌ぐ規模で、現在も使用されている米倉庫など歴史・文化的な施設が残されており、これらを活用した観光拠点づくりが求められてきた。そうした背景の中、住民の憩いの場となるふじを主体とした藤島歴史公園の整備が完了し、今後はこれを地域の活性化に活かすための地域住民が主体となった維持管理や公園利活用の取り組みが必要となっている。
- ⑤ 櫛引総合運動公園は、国土交通省の占用許可を受け、昭和63年～平成元年までに赤川河川敷地内に整備された都市公園施設である。施設内にはスポーツ・レクリエーション施設や緑地公園施設があり、幼児～高齢者まで鶴岡市内外を問わず広く利用されているが、施設整備後相当の年数が経過しているため、長寿命化計画に基づき計画的な維持保全、更新を図っていく必要がある。
- ⑥ 各地域の代表的公園をシンボリック公園として作り上げるためには、維持管理について画一的な公園管理とはせず、地域住民が主体となり地元のシンボルとしての公園利活用の方針や、整備計画などを総合的に考え、地元に着目した、地元住民によるきめ細やかな維持管理が必要となっている。

<p>4. これまでの取組 とその評価</p>	<p>【鶴岡地域】 鶴岡地域の公園整備では、総合公園、運動公園、近隣公園等、比較的規模の大きい都市公園整備については、ほぼ整備が完了しているが、市街地北部を中心に街区公園の誘致圏に入らない区域が市街地全体に散在している。 毎年公園施設の点検を実施し、老朽化が著しい施設に関しては新営改良により改修をしており、また、小規模のものについては、管理委託のなかで修繕等を行っている。 遊具については遊具の安全確保ができず使用禁止措置や撤去はしたものの、更新ができないところも多く、整備要望が多く出されている。平成25年度から策定している公園長寿命化計画を基に定期的な遊具等の点検を行い、利用者が安心して利用できるよう整備を進めている。 また、公園トイレについては、観光客や市民の利用頻度や施設の老朽度などを考慮しながら計画的な改築、改修工事を進めており、適正な管理と良好な環境保全が図られている。</p> <p>【鶴岡公園】 鶴岡公園の北側の整備は、5 か所あったトイレのうち、2 か所を更新、1 か所については廃止した。バラ園を大型バス駐車場とし、一部芝生化し、バラ園自体は規模を縮小した。砂利道だった園路を舗装した。新しいトイレの評判は良く、大型バス駐車場には花見期間や連休などは県外からのバスが多数駐車する等、利用促進となった。園路の舗装化により公園内のバリアフリー化が図られ利用しやすい公園となった。</p> <p>【大山地区】 大山公園の再生整備では、大山公園再生協議会と連携し計画策定や事業を実施している。 桜や松、モミジの樹木に混じった雑木を伐採処理したことにより、景観が復活し往時の八景が確保されつつある。また、平成26年度に老朽化したトイレを3箇所廃止し、バリアフリー対応のトイレを新設し公園利用者の利便性向上につながった。また、平成28年度から大山自治会を指定管理者として維持管理を行っており、住民が主体となり、公園に愛着を持った維持管理が図られている。</p> <p>【藤島地域】 平成23年度から実施している藤島元町地区(第2期)の都市再生整備計画事業で整備を進めてきた歴史公園は、平成26年度中に整備を終え、平成27年7月に開園した。公園内にあるふじの剪定作業は地元ボランティア団体により行われている。</p> <p>【羽黒地域】 蝦夷館公園は、平成23年度末に、厚労省所管の「地方独自の子育て支援推進事業」を受け、地域のニーズに応えコンビネーション遊具の整備を図った。また、平成28年度には手向自治振興会によりベンチの更新が行われており、地元に着した公園として支持されている。</p> <p>【榊引地域】 榊引総合運動公園は、地域のスポーツ拠点施設及び憩いの空間として、特に合併後は鶴岡市内外の利用者が増え、老朽化したトイレの更新が課題となっていたが、平成26年度までにバリアフリー対応のトイレへの更新が完了し、利便性向上につながった。</p> <p>【朝日地域】 朝日地域では、電源立地交付金事業や土地改良事業(村づくり交付金)で、施設のグラウンド再整備や安全柵の設置、周辺水路整備を進め、利用者の安全や施設の豪雨時の冠水などの被害防止に努めている。</p> <p>【温海地域】 温海公園・大清水公園は、あつみ温泉の観光スポット及び憩いの場として利用されており、適切な維持管理に努めている。 平成25年度から、老朽化したバラ園のフェンスや灯具等の修繕を進めおり、さらに草が根付かな</p>
---------------------------------	---

	<p>い法面の改修工事を行うことにより、法面の風化による周辺住宅への影響が軽減された。(小石の落石等)</p>	
<p>5. 施策に関連する 計画</p>	<p>計画名</p>	<p>鶴岡市緑の基本計画</p>
	<p>計画期間</p>	<p>平成29年度から平成38年度</p>

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	都計、地域振興、食文化

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します																															
	節	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備																															
	細節	(1) 東北日本海沿岸地域等との交流の推進																															
2. 施策項目	東北日本海沿岸地域等との交流の促進(日本海沿岸東北自動車道・羽越本線等鉄道)																																
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会を迎え、地域間競争の激化や地域間格差の拡大といった課題が顕在化している。こうした課題に的確に対処していくためには、産業経済、文化教育、市民生活など、あらゆる面で「交流・連携」を促進する必要があり、高速道路や鉄道は、東北地方の日本海沿岸都市を結ぶ、重要な役割を担っている。</p> <p>① ネットワーク整備の連携協力</p> <p>鉄道ネットワーク整備については、関係県・地域の連携した取組により、羽越本線の新潟駅連続立体交差事業による新幹線と在来線の同一ホーム化が平成30年4月15日の供用開始が決定し、時間短縮と移動に伴う負担軽減、更には交流人口の拡大が期待される。</p> <p>一方、日本海沿岸の重要幹線でありながら、十分な高速化、安定化が図られておらず、その実現が喫緊の課題である。また、将来的には、羽越新幹線の早期実現に向けて、地域の機運醸成と整備効果等必要性を、関係県が結束して国等関係機関に要望していく必要がある。</p> <p>○日本海沿岸東北自動車道の整備促進</p> <p>新潟・秋田・山形の三県を繋ぎ青森に至る日本海沿岸東北自動車道は、日本海沿岸地域の連携による観光交流や物流の活性化など、地域の活性化を図る上で重要な路線である。</p> <p>平成24年3月に鶴岡 JCT～あつみ温泉IC間が開通したところであるが、それにより平成28年度の温海温泉の入込客数は、平成23年度比30%増加の37万7千人に、また道の駅「しゃりん」の入込客数は、同20%増加の28万7千人となるなど、観光人口が増加した。日本海沿岸東北自動車道の早期全線開通に向け、必要な予算の確保が重要となっている。</p> <p>温海温泉の入込客数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入込客数(百人)</td> <td>2,813</td> <td>3,330</td> <td>3,221</td> <td>3,644</td> <td>3,671</td> <td>3,770</td> </tr> </tbody> </table> <p>道の駅「しゃりん」の入込客数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入込客数(百人)</td> <td>2,450</td> <td>2,530</td> <td>2,427</td> <td>2,826</td> <td>2,905</td> <td>2,871</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 観光振興や産業の高度化などの連携、相互協力</p> <p>観光面では、2009年新潟DCと庄内が連携して取り組んだものの、その後の継続的な連携の動きは今一つの状況である。以前から小規模ながら、村上市の瀬波・笹川流れと、あつみ温泉が広域連携して、スタンプラリーなどには取り組んではいるが、大きなインパクトには至っていない。</p> <p>当面、2019年10月からのDCを連携して成功させるとともに、近い将来、高速道路が繋がり、鼠ヶ関ICや朝日まほろばIC周辺の道の駅構想を進展させ、競合ではなく補完し合いながら、産業面への波及効果等に向けて、連携して取り組むことが課題である。</p> <p>高速交通インフラは、整備そのものが目的ではなく、なくまで地域発展の道具であり、インバウンド誘客にしても東北全体が日本全体の1%足らずの状況であり、「日本の奥の院・東北探訪ルート」の形成発展に向けて、より広域的に連携して取り組むことが大きな課題と考える。</p>					年度	23	24	25	26	27	28	入込客数(百人)	2,813	3,330	3,221	3,644	3,671	3,770	年度	23	24	25	26	27	28	入込客数(百人)	2,450	2,530	2,427	2,826	2,905	2,871
年度	23	24	25	26	27	28																											
入込客数(百人)	2,813	3,330	3,221	3,644	3,671	3,770																											
年度	23	24	25	26	27	28																											
入込客数(百人)	2,450	2,530	2,427	2,826	2,905	2,871																											

	<p>③ 環日本海交流の推進</p> <p>日本海を取り巻く韓国や中国、ロシアを視野に入れた環日本海交流の推進では、民間経済団体による経済交流をはじめ、青少年の交流、ユネスコ創造都市ネットワークなどによる新しい交流も展開されており、今後さらに環日本海関連諸国との交流の拡大が期待されている。</p> <p>今後、人口減少対策の施策の中で交流人口の拡大に向けた観光誘客事業の展開など、幅広い分野にわたっての地域経済への波及効果が期待できることから、高速交通網や2次交通網の整備も含め、推進体制の構築も課題である。</p>													
<p>4. これまでの取組とその評価</p>	<p>① ネットワーク整備の連携協力</p> <p>鉄道ネットワーク整備については、新潟・秋田・山形三県合同でその整備促進に連携して取り組んできており、新潟駅連続立体交差事業による新幹線と在来線の同一ホーム化が平成30年4月15日に供用開始されることは、大きな成果である。</p> <p>また、北陸新幹線や北海道新幹線など他地域で開業が相次ぐ中、山形県知事が中心となり、県域を超えたフル規格新幹線の整備に向けた新たな同盟組織の設立や連携した運動が活発化している。こうした動きに呼応し、庄内地域でも、平成28年11月に「山形県庄内地区羽越新幹線整備実現同盟会」を立ち上げ(既存組織を改組)るとともに、新潟、秋田においても羽越新幹線を冠した組織に改組し、運動の一体化に向けて環境が整ってきている。</p> <p>○日本海沿岸東北自動車道の整備促進</p> <p>日本海沿岸東北自動車道新潟県境区間(全長40.8km、うち山形県側の6.7km)は、平成25年5月に国道7号朝日温海道路として事業化され、その後、順調に事業が進められ、平成28年度に本線工事が着手されたところである。また、予算についても、事業の進捗に見合った措置がなされているところである。</p> <p>日沿道新潟県境区間 山形県側の事業予算</p> <table border="1" data-bbox="336 1126 1449 1207"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算(百万円)</td> <td>20</td> <td>250</td> <td>472</td> <td>1,075</td> <td>1,130</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※補正予算を含む</p> <p>② 観光振興や産業の高度化などの連携、相互協力</p> <p>観光面では、以前から小規模ながら、村上市の瀬波・笹川流れと、あつみ温泉が広域連携して、スタンプラリーなどには取り組んでいるが、大きなインパクトには至っていない。</p> <p>一方、明るい話題として、2009年新潟DCと庄内が連携して取り組んで以来、2019年10月、二回目の「新潟県・庄内エリアデスティネーションキャンペーン」の本番を迎える。日本海『美食旅』のメインキャッチフレーズのもと、本DCを連携して成功させるとともに、近い将来、高速道路が繋がり、鼠ヶ関ICや朝日まほろばIC周辺の道の駅構想の進展に期待したい。</p> <p>② 環日本海交流の推進</p> <p>日本海を取り巻く韓国や中国、ロシアを視野に入れた環日本海交流の推進では、民間経済団体による経済交流をはじめ、青少年の交流、ユネスコ創造都市ネットワークなどによる新しい交流も展開されており、今後さらに環日本海関連諸国との交流の拡大が期待されている。</p> <p>また、特に中国との交流という部分では、鶴岡田川地区日中友好協会による訪問団の派遣事業への協力や、山形県日中友好協会の「県民のつばさ」事業へ参加協力など、両国の相互理解や親善交流に取り組んでいる。</p> <p>今後とも、現在行われている民間交流の推進とともに、環日本海地域との友好交流を促進し相互理解を深めるとともに、経済交流の活性化の可能性などについても情報収集に取り組む必要がある。</p>		年度	25	26	27	28	29	予算(百万円)	20	250	472	1,075	1,130
年度	25	26	27	28	29									
予算(百万円)	20	250	472	1,075	1,130									
<p>5. 施策に関連する計画</p>	<p>計画名</p>													
	<p>計画期間</p>													

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	建設部 都市計画課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備
	細節	(2) 高速交通ネットワークの充実
2. 施策項目	高速交通ネットワークの整備促進(日本海沿岸東北自動車道)	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>日本海沿岸東北自動車道新潟県境区間の国道7号朝日温海道路(朝日まほろば～あつみ温泉)40.8kmは、平成25年5月に国道7号朝日温海道路として事業化され、全長40.8kmのうち、山形県側の6.7kmについては、平成28年度は橋梁等の詳細設計と大岩川地区、早田地区、小岩川地区の用地買収が進められ、11月に工事安全祈願祭が挙行され、本線工事が着手されたところである。</p> <p>本年度は、前年度に引き続き本線工事が進められ、また鼠ヶ関地区においても用地買収が進められた。早期開通に向けては、必要な予算確保と、用地や設計等の協議の迅速な完了が重要な課題となっている。</p> <p>東北横断自動車道酒田線の月山IC～湯殿山IC間21kmは、未だに整備の見通しが立っておらず、利用者は国道に降りてから再び高速道路に戻るといった不便を強いられている状況にあり、災害に強い高速道路ネットワークの確立に向けて早期整備が必要となっている。</p> <p>日本海沿岸東北自動車道新潟県境区間開通に合わせたあつみ温泉IC及び鼠ヶ関IC(仮称)周辺の土地利用について、平成29年5月に策定した日沿道新潟県境区間土地利用基本計画に基づき、鼠ヶ関IC(仮称)周辺への休憩施設整備等に向けた検討が進められているが、今後、早急にその整備手法や事業主体等を固めていく必要がある。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>日本海沿岸東北自動車道について、これまで関係機関等への継続的な要望活動や建設促進大会等の開催を通じ、「真に必要な道路」であることを訴えてきた。平成24年度は東日本大震災に伴い日本海側と太平洋側が一体となった災害に強い「高速道路のダブルネットワーク」の緊急な整備を求めた結果、平成25年5月に日本海沿岸東北自動車道の新潟、秋田両県境区間が新規事業化され、新潟県境区間については、平成28年度に本体工事が着工された。</p> <p>本年度は、11月に山形県側で6本計画されているトンネルのうち最も北側に位置するトンネル、大岩川トンネル工事の入札公告がなされ、今年度中に施工業者が決定する予定となっている。</p> <p>東北横断自動車道酒田線月山IC～湯殿山IC間の整備については、関係機関等へ継続的な要望活動等を行ってきたが事業化には至っておらず、整備促進に向けた取組みに力を入れていく必要がある。</p> <p>日本海沿岸東北自動車道のあつみ温泉IC及び鼠ヶ関IC(仮称)周辺の土地利用について、平成25年度に職員がワークショップ等により取りまとめた基本構想をたたき台に平成26年度から外部委員で構成される策定委員会で基本計画(案)を取りまとめ、それを受け平成29年5月に土地利用基本計画を策定した。</p>	
5. 施策に関連する 計画	計画名	日沿道新潟県境区間I周辺土地利用基本計画
	計画期間	平成29年5月策定

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	企画部 地域振興課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します																																																								
	節	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備																																																								
	細節	(2) 高速交通ネットワークの充実																																																								
2. 施策項目	高速交通ネットワークの整備促進(空港及び鉄道関連)																																																									
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会を迎え、地域間競争の激化や地域間格差の拡大といった課題が顕在化している。こうした課題に的確に対処していくためには、産業経済、文化教育、市民生活など、あらゆる面で「交流・連携」を促進する必要があり、空港、鉄道などの整備の重要性が一層高まっている。</p> <p>しかしながら、庄内空港については、運行便数や運行ダイヤ、機材の配備、空港設備の拡充整備が利用者のニーズを十分満たしているとはいえない状況である。</p> <p>羽越本線については、日本海沿岸の重要幹線であるにもかかわらず、十分な高速化、安定化が図られていない。</p>																																																									
4. これまでの取組 とその評価	<p>◎空港</p> <p>庄内5市町や県及び関連団体による「庄内空港利用振興協議会」が、利用促進事業の実施、要望活動の実施等を行っている。</p> <p>H18年度には年間利用者数が過去最高の39万4千人となったが、H20年秋のリーマンショックの影響でH21年度は34万人を割り込むなど利用者数が大幅に減少した。その後H26年度は山形DCで10,900人増の36万人を超えるなど堅調に推移し、平成28年度には8年ぶりに37万人を超えた。</p> <p>近年、搭乗率は好調を維持しているが、企業関係者、観光事業者等からは、ビジネスや観光、研究活動等の更なる拡大に向けて、東京便の運航拡充と運賃割引制度の拡充及び空港機能の充実による一層の利便性向上について強く要望されている。</p> <p>また、庄内空港の滑走路は開港以来2,000mであり、庄内地方は非常に厳しい気象条件のため特に冬期間は中型機の就航が難しく、小型機においてもパイロットからも気流が悪く、冬季の運航環境も厳しいことから滑走路延長・滑走路端安全区域(RESA)の拡充の要請が出されている。</p> <p>〈東京線の年度ごとの利用者数〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間利用者数</td> <td>394,329</td> <td>390,191</td> <td>377,691</td> <td>339,579</td> <td>356,153</td> <td>352,490</td> <td>348,527</td> <td>356,526</td> <td>367,426</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年間利用者数</td> <td>365,717</td> <td>379,921</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈これまでの経過〉</p> <table> <tr> <td>H9年7月</td> <td>東京線3往復化</td> </tr> <tr> <td>H9～10年度</td> <td>函館線季節運航</td> </tr> <tr> <td>H10～15年度</td> <td>大阪線・札幌線季節運休</td> </tr> <tr> <td>H15年2・3月</td> <td>東京便4往復化</td> </tr> <tr> <td>H15年4月</td> <td>東京線3往復化</td> </tr> <tr> <td>H15年7月18日</td> <td>東京線4往復化</td> </tr> <tr> <td>H16年4月</td> <td>大阪線1往復化通年運航</td> </tr> <tr> <td>H18年4月</td> <td>東京線夜間駐機開始</td> </tr> </table>		年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	年間利用者数	394,329	390,191	377,691	339,579	356,153	352,490	348,527	356,526	367,426	年度	H27	H28								年間利用者数	365,717	379,921								H9年7月	東京線3往復化	H9～10年度	函館線季節運航	H10～15年度	大阪線・札幌線季節運休	H15年2・3月	東京便4往復化	H15年4月	東京線3往復化	H15年7月18日	東京線4往復化	H16年4月	大阪線1往復化通年運航	H18年4月	東京線夜間駐機開始
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																	
年間利用者数	394,329	390,191	377,691	339,579	356,153	352,490	348,527	356,526	367,426																																																	
年度	H27	H28																																																								
年間利用者数	365,717	379,921																																																								
H9年7月	東京線3往復化																																																									
H9～10年度	函館線季節運航																																																									
H10～15年度	大阪線・札幌線季節運休																																																									
H15年2・3月	東京便4往復化																																																									
H15年4月	東京線3往復化																																																									
H15年7月18日	東京線4往復化																																																									
H16年4月	大阪線1往復化通年運航																																																									
H18年4月	東京線夜間駐機開始																																																									

H19年7・8月	札幌線季節運行（以後廃止）
H19年10月19日	搭乗者600万人達成
H21年4月	大阪線廃止
H22年7月	搭乗者700万人達成
H23年3月	東京線5往復期間運航（3/27～5/31、10/1～10/29）
H25年5月4日	搭乗者800万人達成
H26年5月	愛称「おいしい庄内空港」に決定
H27年4月	飛行場対空援助業務のリモート化
H28年1月	搭乗者900万人達成
H28年9月	行幸啓奉送迎（第36回全国豊かな海づくり大会）
H28年10月	開港25周年

◎鉄道

山形・新潟両県で実施した「羽越本線の高速化と地域活性化に関する検討委員会」により、具体的な手法が示されるなど、羽越本線の高速化に向けた動きは着実に進んでいる。

平成25年度に供用開始予定だった新潟駅連続立体交差事業による新幹線と在来線の同一ホーム化は、用地買収等の遅れにより5年ほど遅れていたが、平成30年4月15日の供用開始が予定されており、これにより5分という時間的短縮以上に、移動という精神的な負担が軽減される効果は大きい。

2010年の東北新幹線八戸～新青森間の開通、2014年の北陸新幹線長野～金沢間開通など他地域での高速化には大きく遅れをとっており、引き続き、国や県、東日本旅客鉄道(株)に対し、フル規格新幹線の整備や在来線の高速化改良、在来線の冬期間の強風対策などの安定輸送もあわせて要望していく必要がある。

- ・庄内5市町及び関連団体による「山形県庄内地区羽越新幹線整備実現同盟会」・新潟地区同盟会・秋田両地区同盟会と合同で促進大会の開催、高速化シンポジウムの開催、要望活動の実施等…毎年開催
- ・平成25年度に供用開始予定だった新潟駅連続立体交差事業による新幹線と在来線の同一ホーム化は、平成30年4月15日の供用開始が予定されている。
- ・「羽越本線の高速化と地域活性化に関する検討委員会」(事務局:新潟・山形両県)において羽越本線高速化の具体的な手法等を検討(～H19)
- ・「羽越・奥羽新幹線関係6県合同プロジェクトチーム」が設立され、今後3年を目途に費用対効果の算出や整備手法の研究が行われ、要望活動への活用が期待される。

5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	情報企画課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに交通、情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備
	細節	(3)情報社会に対応した環境整備の推進
2. 施策項目	<p>①災害時の通信手段の確保と市民や観光などの利便性の向上のため公衆無線 LAN 環境の整備を推進する。</p> <p>②ホワイトスペースを活用した地上一般テレビ放送の検討、SNS の利活用を推進</p> <p>③公共データなど地域の様々な情報の整備と利活用を推進</p>	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>①観光利用及び二次避難所である収容避難所における公衆無線 LAN 環境の整備状況（表-1）災害発生時のみの利用で整備を促進することは非効率であり、学校教育や観光等の平時の利活用を含めた促進策を講じる必要がある。また、合わせて情報通信機器の電源確保も必要とされる。</p> <p>②ホワイトスペースを活用した地上一般テレビ放送は、主に東日本大震災による避難住民に対する情報提供媒体として活用されてきた。広大な市域面積を持つ本市の場合、放送設備の他に大規模な中継施設が必要とされ、その整備経費や放送コンテンツの作成等維持経費は相当の額になるものと試算された。また、インターネットを介した情報提供がより一般的になっており、地上一般テレビ放送の活用は非現実的と言わざるを得ないと判断した。SNS の利活用の推進については、平成 27 年市の公式 Facebook を開設した。一方、市民の間でもスマートフォンの普及により SNS の利活用が増加している。（表-2）は山形県における携帯電話契約数とそのうちのスマートフォンの占める割合の推移を示している。（表-3）は年代別の携帯電話保有数とスマートフォンの占める割合を示している。（表-4）は年代別に見た SNS の利用率の推移を示している。スマートフォンの普及と軌を一にするように SNS の利用が増加している。特に 50 代から 60 代は絶対数は少ないものの、増加率は顕著となっている。</p> <p>③市が保有する公共データを、機械判読ができ、誰でも二次利用が可能のように著作権等の権利を行使せず提供しようとするオープンデータの導入を検討した。平成 28 年 12 月官民データ活用推進基本法が施行され、国においてデータ流通の基盤整備やデータの共通基準が整備されるとともに、国、県において官民データ活用推進計画が策定されることとなった。国、県の施策の動向に合わせオープンデータ導入を図る。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>①携帯電話事業者がアクセスポイントや携帯端末用充電設備の提供による支援活動を行っている。大規模災害が発生した場合には、必要に応じて支援を要請していきたい。</p> <p>②市内には携帯電話電波の不感となる地域があり、スマートフォンの利活用の障害となっている。不感解消に向けて引き続き携帯電話事業者に対策を要請していく。</p> <p>③市内所在の NPO 法人、民間事業者を対象に公共データ利活用実態調査を実施した。公共データに対する認識は希薄であり、ニーズの把握には至らなかった。福祉、介護、医療等のデータの活用について、関係事業者を対象とした調査を実施することとしたい。</p>	
5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	建設部 土木課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します。
	節	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備
	細節	(4) 幹線道路の整備
2. 施策項目	幹線道路網の整備促進 ①～③	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>平成 24 年に国道7号鶴岡バイパスの4車線化と国道112号北改良の4車線化での整備が行われた。平成 27 年 5 月に県道湯田川大山線が国道7号鶴岡バイパスに接続したことから、市街地の渋滞緩和を目的とする外環状線の骨格はほぼ概成したが、国道112号鶴岡東バイパスの一部区間が2車線となっている。引き続き、本市の地域間道路や県内外との連携を強化し地域振興に寄与する重要な主要地方道等の整備促進を進める必要がある。</p> <p>【主な路線の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道345号(平沢関川間道路) <p>平成24年度から調査事業が継続的に実施され、平成 28 年度以降は県が整備方針を決めるために温海地区国県道等整備促進協力会の役員と関係自治会長と意見交換会を実施している。また、補完的な調査を行いながら概略設計を修正し、平成29年度は本市及び温海地区国県道等整備促進協力会に説明しながら事業化に向けて進めるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道鶴岡羽黒線(羽黒山BP) <p>平成25年度から橋梁工事に着手し、今年度は桁製作及び架設行う。また、平成28～30年の債務負担行為で橋梁上部工を施工しており、事業完了は平成32年度としている。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>国道7号鶴岡バイパスの4車線化と国道112号北改良の4車線化での整備が行われた。国道112号鶴岡東バイパスの朝陽町地区(1.2Km)において、平成28年度から事故対策事業による4車線化が進められているが、その南側の一部区間が2車線であるため、朝夕に渋滞が発生している。</p> <p>関係機関への継続的な要望活動等により、課題のある路線について計画的・継続的に整備が図られているが、更に主要地方道及び一般県道について、事業主体の県当局に対し、継続区間の早期完成、未整備区間の早期着工を要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴岡羽黒線(羽黒山バイパス) ・余目温海線(温海・本郷～温海川) ・菅野代堅苔沢線(安土～山五十川・戸沢～菅野代) ・都市計画道路道形黄金線(馬場町) ・都市計画道路道羽黒橋加茂線(神明町) ・都市計画道路藤島駅笹花線他 <p>また、未着手区間のバイパスとなる路線については事業化に向けて引き続き重要要望事項として県に要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道112号(白山菱津間道路) ・国道345号(鶴岡藤島間道路) ・県道たらのき代鶴岡線(外内島～我老林) <p>一般国道については、外環状道路の一部を成す国道112号鶴岡東バイパスは、朝夕を中心に1km以上の渋滞が生じるなど、その機能を十分に発揮できない状況となっているため、4車線化整備を国土交通省に要望する。</p>	
5. 施策に関連する 計画	計画名	山形県道路整備中期計画
	計画期間	H31～H40

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	土木課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第 6 章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第 2 節 交流・連携の推進と基盤の整備
	細節	(5) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理
2. 施策項目	基本計画 主な施策 ①, ②, ⑤ 実施計画 施策項目 主要な市道(道路・橋梁)の整備促進【移動の円滑化及び地域資源活用を図る道路整備】	
3. 施策に関わる 現状と課題	現状 <ul style="list-style-type: none"> 主要な拠点間を連絡する幹線的な路線や、区域内でボトルネックとなっている部分を改修し、快適で安全な道路の確保のため事業を推進している。 合併の相乗効果を上げるため、各地域の拠点・観光施設等を結ぶ道路等(合併支援整備計画道路等)の整備を計画的に進めた結果、平成30年頃には3路線を残し、ほぼ完了する予定となっている。 課題 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省の予算額は、ほぼ横ばいとなっているため、交付金については、国の重点配分事業には高率の配当となるが、他事業については低配当となり路線によって思うような事業進捗が図れない。 国からの交付金や合併特例債を財源とし事業を実施してきたが、平成32年度に合併特例債の適用期間の終期を迎える予定となっており、今後代替の財源確保が課題となる。 	
4. これまでの取組 とその評価	<ul style="list-style-type: none"> 主要な路線や整備延長が長いなど、整備完了までに複数年を要する路線について3カ年の実施計画に計上し、毎年ローリングを実施しながら整備の進捗を図ってきた。 この施策の路線については、計画当初11路線を計上していたが、その都度路線を追加し、現在では完了路線、継続路線及び未着手路線すべてを含め、17路線となっている。 平成30年度末までに11路線が完了し、4路線を継続整備中で31年度以降に着手する路線が2路線となっている。 	
5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	土木課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第 6 章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第 2 節 交流・連携の推進と基盤の整備
	細節	(5) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理
2. 施策項目	基本計画 主な施策 ③ 実施計画 施策項目 主要な市道(道路・橋梁)の整備促進【通学児童・歩行者等の安全対策及び生活道路の整備】	
3. 施策に関わる 現状と課題	現状 ・ 通学児童を含む歩行者・自転車の安全対策を望む声は、市街地でも郊外地でも絶えない状況であるが、市街地での道路拡幅は事業費の増大を招き、実現性を考えると非常に困難な状況であり、現在ハード、ソフト両面から対策を検討する必要に迫られている。 課題 ・ 今後の整備について、優先順位や整備手法を検討していくため、鶴岡市道路整備中期計画を策定する必要がある。	
4. これまでの取組 とその評価	・ 通学児童数が多い通学指定路線における歩行者等の安全対策を優先的に進めてきた結果、市内の歩道整備はほぼ完成し、一定の成果は上がってきている。 ・ 主要な路線や整備延長が長いなど、整備完了までに複数年を要する路線について3カ年の実施計画に計上し、毎年ローリングを実施しながら整備の進捗を図ってきた。 ・ この施策の路線については、計画当初 42 路線を計上していたが、その都度路線を追加し、現在では完了路線、継続路線及び未着手路線すべてを含め、69 路線となっている。 ・ 平成 30 年度末までに 33 路線が完了し、4 路線を継続整備中で 31 年度以降に着手する路線が 29 路線となっている。	
5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	土木課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備
	細節	(5)道路利用者の視点にたった市道整備と管理
2. 施策項目	主要な市道(道路・橋梁)の整備促進、道路除雪体制の整備【冬期間の交通安全】④	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>【受託体制の強化】 公共事業の削減による民間の厳しい経営状況により、他の建設作業に汎用性のない除雪機械を維持し又、更新することが困難な現状にあり、それを補完するために市有車を購入し貸与することで除雪体制の維持確保が図られている。 また、除雪従事者の高齢化や担い手不足が課題となっている。</p> <p>【除雪車輛の強化】 除雪機械は平成28年度全市で290台を擁し、うち市保有車147台(50.7%)、民間保有車143台(49.3%)でほぼ均衡しているが、老朽化した除雪車輛を廃車し購入しない民間の除雪業者があるため、除雪車輛の計画的な確保とその管理が課題である。</p> <p>【防雪柵の整備】 平成28年度から平成44年度まで12箇所、総延長9.48kmの設置を予定しており、引き続き効率的・効果的な設置を推進する。</p> <p>【消雪道路の整備】 温海地域では平成28年度までに路面流水消雪を14路線、延長3,888Kmを整備し、平成29年度から平成34年度まで6路線、延長1,510mの整備を予定しており、引き続き計画的に整備を図る。また、散水・無散水消雪施設については、井戸の長寿命化を図るため定期的な調査や揚水ポンプ等施設の更新を計画的に図っていく必要がある。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪オペレータや除雪機械の不足により、除雪作業が遅れる地域もあることから、効率的な除雪を行い、時間短縮を図るため、昨年度、試行的に実施した大山除雪組合による大山地区除雪の継続と、新たに市街地の北エリアを試行的にブロック化し実施しており、特に問題は発生していないことから、今後もエリアの拡大を検討していく。 ・計画的な除雪機械の確保を行っているが、除雪機械の購入は社会資本整備事業交付金と市単独の併用によりおこなっている。 このような状況から除雪機については汎用性の高い除雪ドーザ等を除雪期間にリースし除雪機の整備を図っている。 ・防雪柵の整備については平成20年度から8路線を整備している。 ・消雪施設の長寿命化対策については、平成25年度から社会資本整備総合交付金事業として井戸の調査を行い施設の長寿命化を計画的に実施しているが、揚水管の老朽化により消雪施設本体の廃止又は存続の可否を判断する箇所もあるため調査結果に沿った修繕が必要である。尚、本所管内では平成24年度から8路線 4,101mを修繕済である。 	
5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	土木課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第 6 章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第 2 節 交流・連携の推進と基盤の整備
	細節	(5) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理
2. 施策項目	基本計画 主な施策 ⑥ 実施計画 施策項目 土木構造物長寿命化事業の促進	
3. 施策に関わる 現状と課題	現状 <ul style="list-style-type: none"> 道路法の改正により、道路の重要構造物であるトンネル・橋等については 5 年に一回の近接目視点検が義務付けになっている。 橋梁については 30 年度にすべての近接目視による点検診断が完了し、近接目視点検の結果を踏まえ橋梁長寿命化修繕計画を改訂する。 課題 <ul style="list-style-type: none"> 点検診断の結果、架替や補修などの対策を早急に取りなければならない橋梁が多数あり、財源の確保が難しい。 当面は架替や補修などの早急な対策に多額な費用が必要となり、予算平準化のための予防保全的な対応に移行できない。 既存施設の撤去については、地元住民などの施設利用者へ丁寧な説明が必要となる。 	
4. これまでの取組 とその評価	橋梁 <ul style="list-style-type: none"> 遠望目視点検の結果から鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、平成 25 年 3 月に公表。 平成 26 年の道路法の改正により、5 年に一回の近接目視点検が義務付けになる。 平成 30 年度に近接目視点検診断が完了することから、平成 26 年度からの診断結果を反映し長寿命化修繕計画の改定を実施する。 トンネル <ul style="list-style-type: none"> 市道の 6 トンネルの内、大規模な補修が必要となっていた神子沢トンネルを平成 29 年度に、温海トンネルについては平成 30 年度に補修を完了の予定。 	
5. 施策に関連する 計画	計画名	橋梁長寿命化修繕計画
	計画期間	H30～

総合計画基本計画 評価調書

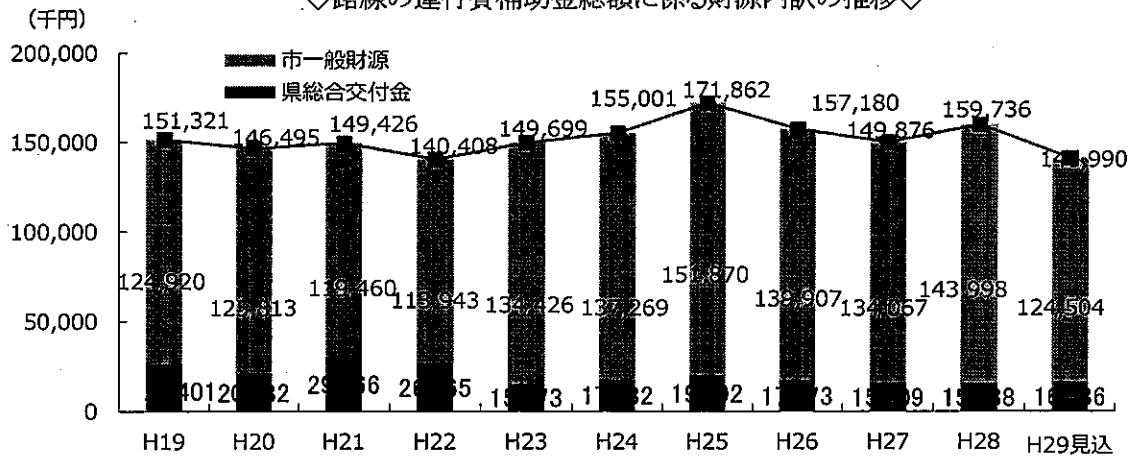
担 当 課	企画部 地域振興課

1. 現基本計画での位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備
	細節	(6) 公共交通ネットワークの確保

2. 施策項目	公共交通輸送対策事業の推進
---------	---------------

3. 施策に関わる現状と課題	<p>◎概況</p> <p>本市の公共交通には、鉄道と路線バス、タクシー等があり、通勤・通学・通院・買い物等の市民生活を支える足として重要な役割を果たしている。しかし、モータリゼーションの進展や、人口減少・少子化等の社会情勢の変化に伴い、その利用者は年々減少傾向にあり、収益が悪化し公共交通の維持が困難となり、路線バスの減便や廃止が進んでいる状況にある。また、新たな課題としてバスやタクシー運転士の不足、車両の老朽化に伴う更新に係る費用負担が課題となっている。</p> <p>一方で、運転免許証の返納者を含む高齢者や学生等、自動車等の移動手段を持たない住民にとって、公共交通は日常生活を送る上で重要な役割を担っている。</p> <p>また、国内外の観光客等来訪者の二次交通としても公共交通への期待が高まっている。</p>																																						
	<p>◎路線バスの運行状況</p> <p>○実車走行距離と輸送人員</p> <p>平成29年4月1日現在、市内を運行している乗合バス路線(民営・市営)は42路線で、平成29年度(28.10～29.9)の実績見込みでは、年間実車走行距離数は約163万km、輸送人員は約777千人となっている。</p> <div data-bbox="367 1198 1476 1668" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>輸送人員と実車走行距離の推移 (H18～H29)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>輸送人員 (千人)</th> <th>実車走行距離 (千km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H18</td><td>1,781</td><td>2,586</td></tr> <tr><td>H19</td><td>1,204</td><td>2,400</td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,015</td><td>2,245</td></tr> <tr><td>H21</td><td>913</td><td>2,197</td></tr> <tr><td>H22</td><td>854</td><td>2,174</td></tr> <tr><td>H23</td><td>815</td><td>2,152</td></tr> <tr><td>H24</td><td>795</td><td>2,004</td></tr> <tr><td>H25</td><td>761</td><td>1,804</td></tr> <tr><td>H26</td><td>705</td><td>1,768</td></tr> <tr><td>H27</td><td>692</td><td>1,706</td></tr> <tr><td>H28</td><td>677</td><td>1,712</td></tr> <tr><td>H29 見込</td><td>777</td><td>1,630</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>○利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄内交通の路線バス利用者：S40 2,788万人(最高)→H28 109万人(最盛期の約3.9%) ・H29 実績見込みでは、庄内交通路線バス 37 路線のうち、黒字路線は「鶴岡・庄内空港線」、「羽黒・月山線」の2路線のみ <p>◎路線バスの運行費補助金の交付額と財源内訳の推移</p> <p>不採算路線の運行維持を図るため、市では国と県の補助制度を活用しながら運行維持費補助金を交付している。地域間幹線系統補助金(H27～28)並びに地域内フィーダー系統補助金(H27～)の活用により、バス事業者の欠損額と本市補助金の縮減に努めた。また、国の車両整備補助金に市も上乘せし、交通事業者の車両購入(H29～2台×3カ年)を支援する。</p>	年度	輸送人員 (千人)	実車走行距離 (千km)	H18	1,781	2,586	H19	1,204	2,400	H20	1,015	2,245	H21	913	2,197	H22	854	2,174	H23	815	2,152	H24	795	2,004	H25	761	1,804	H26	705	1,768	H27	692	1,706	H28	677	1,712	H29 見込	777
年度	輸送人員 (千人)	実車走行距離 (千km)																																					
H18	1,781	2,586																																					
H19	1,204	2,400																																					
H20	1,015	2,245																																					
H21	913	2,197																																					
H22	854	2,174																																					
H23	815	2,152																																					
H24	795	2,004																																					
H25	761	1,804																																					
H26	705	1,768																																					
H27	692	1,706																																					
H28	677	1,712																																					
H29 見込	777	1,630																																					

◇路線の運行費補助金総額に係る財源内訳の推移◇



◎市営バスの運行経費

市営バスの運行委託は3路線で、H28 委託料等運行経費は 12,490 千円となっている。

- ・鶴岡～上川代線、鶴岡～今野線の 2 路線 委託料合計 4,355 千円 (羽黒タクシー)
- ・山添～宝谷(スクールバス混乗)・・・運行経費は教育費より支出(8,135 千円)

◎課題

- (1) まちづくりと連動した公共交通網の形成が必要
- (2) 運転免許証の返納を推進し、高齢者に対して公共交通利用を促すことが必要
- (3) 地元潜在需要の掘起しと着実な取り込が必要
- (4) 「乗って育てる」という市民意識の醸成が必要
- (5) 市民協働による持続可能な公共交通体系の確保と利用促進が必要
- (6) 空路、鉄道等との接続性の向上や隣接市町との連携が必要
- (7) 「ヒト・モノ・カネ」既存資源を有効活用した生産性の向上が必要
- (8) 最新技術の導入を視野に入れた、新たな交通サービス調査研究が必要

4. これまでの取組とその評価

◎市の方針と施策

平成 21 年度に地域公共交通活性化・再生法(以下、「活性化再生法」という。)に基づく「地域公共交通活性化協議会」を設置し、地域公共交通総合連携計画(H23～25)(以下、「総合連携計画」という。)を策定した。

その後、平成26年度に総合連携計画を更新(H26～30)と地域協働推進事業計画(H26～30)を策定したが、活性化再生法の改正に伴い総合連携計画を見直す必要が生じたことから、平成27年度に国の調査事業補助金を活用して、まちづくりと面的なネットワークの構築という観点を加えた地域公共交通網形成計画(H28～32)を策定し、その施策の推進に取り組んでいる。

これらの成果として、本市の地域特性、交通現況、需給に見合った公共交通網のネットワークの再構築や効率化、国庫補助制度を活用した路線バス運行収支の改善、市民の公共交通に対する関心やマイバス意識の醸成等が徐々に拡大し、持続可能な公共交通の実現に向けて官民一体となった取組みが活発化しつつある。

◎具体的な取組みとその評価

○地域公共交通網形成計画(平成28年～32年)の策定

平成27年度に国の調査事業補助金を活用して、まちづくりと面的なネットワークの構築という観点を加えた地域公共交通網形成計画(H28～32)を策定し、本市の地域特性、交通現況、需給に見合った、効率的で持続可能な公共交通網の再構築をめざして、地域、交通事業者、行政が一体となって各種プロジェクトに取組み事業の推進が図られている。

- 公共交通ネットワークの効率化と再編
市民の「足」の維持・確保を基本とし、公共交通体系については再編も含めて、交通事業者との協議を重ね、利用実態やニーズに応じた見直しを図っている。平成29年4月からの朝日地域の路線バス縮減に伴い、新たに市営バスの運行を開始しているほか、交通事業者とともに、利用者のニーズに適応した路線の見直しを進めている。
- 市民と関係者が共に考える場の創出
地域全体の公共交通に対する依存度が低く関心も薄いため、市民及び関係者から現状の共通認識と課題について共に考える場として、平成26年度に「地域公共交通シンポジウム」を開催した。市民の公共交通に対する意識啓発に効果があった。以後、旧町村地域では公共交通懇談会等を開催し、身近な生活交通のあり方について意見交換しているが、これを他の地域、団体等にも拡大して定期的実施することで効果が期待される。
- 「マイバス意識」の醸成
羽黒地域市営バスの利用拡大を目的に地域主体の利用拡大協議会が設立し、市民目線で運行経路やダイヤの見直しや温泉施設との連携によるポイントカード制度の導入によるサービス向上などに取組み、利用者が増加に転じている。また、朝日地域においても同様の利用拡大協議会が設立され、市営バスのぼんぼ延伸や利用促進等、地域ニーズに対応した見直しを検討している。
- 地域主体の新たなシステム導入・支援
路線バス廃止代替として藤島東栄地区デマンド交通運行への継続支援、西郷地区ボランティア輸送については平成27年から本格運行への移行を支援してきた。今後も交通空白地帯などの交通システムについて、調査、研究していく必要がある。
特に、朝日地域の大網地区では「小さな拠点づくり」をはじめ、藤島長沼地区、朝日南部地区でも地域内交通を自ら確保するため、具体的な検討を行っている。
- 高齢者の移動手段の確保と負担軽減
高齢ドライバーの免許証の返納に伴う高齢者の移動手段の確保や、公共交通割引サービスなど負担軽減が求められている。このため、免許証返納時の一時的な支援にと止まらず、継続的に高齢者が利用できる割引制度の拡充を検討している。
- 利用促進と分かりやすい交通案内
高校生に対する通学利用の案内や、高齢者向けの割引サービスのお知らせを広報、チラシ等により周知を図っている。また、平成26年より9月20日の「バスの日」に合わせて、小学生バスの絵コンテストを開催し、路線バスへの関心が高まった。他にも地域別や観光施設ごとのバス時刻表の作成により、観光客の公共交通利用に役立っている。さらにバスマップの作成とバスの体験乗車に取り組んでいる。
- 観光二次交通の確保
新たに羽黒山と湯殿山を結ぶ新たな観光しゃとるバスを期間、土日祝日限定で運行を開始した。料金も定額制で観光客はもちろん市民も使えることから、観光振興に期待される。
- 国・県の補助制度の活用
地域協働推進事業計画を策定したことで、地域間幹線系統補助金並びに地域内フィーダー系統補助金の活用が可能となり、国の補助金を受け路線バスの収支赤字に対する事業者と本市の財政負担の軽減に繋がった。

5. 施策に関連する 計画	計画名	鶴岡市地域公共交通網形成計画
	計画期間	平成28年度～32年度

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	建設部 土木課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第2節 交流・連携の推進と基盤の整備
	細節	(7) 港湾の利活用と魅力の創出
2. 施策項目	港湾の利活用と魅力の創出	
3. 施策に関わる 現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・加茂港の南第3防波堤が平成25年度に完了し、鼠ヶ関港の西防波堤は、平成28年9月に完了し、本年度灯台を設置する予定である。 2港湾で上記以外の防波堤の地元要望としては、鼠ヶ関港の西第2防波堤の新設があり市も重要事業要望等で要望していく。 ・加茂港において、イベント等を開催出来る多目的緑地 0.7ha(加茂緑地)整備が平成29年3月に完了した。 ・船舶の出入りに支障とならないよう定期的な浚渫作業を要望していく必要がある。 	
4. これまでの取組 とその評価	<ul style="list-style-type: none"> ・加茂港及び鼠ヶ関港における防波堤工事が継続的に実施され、港湾の安全と防災が着実に図られている。 ・県にL1津波対策において、加茂港周辺の防潮堤整備計画があり、地元の了解を頂き平成28年8月から測量に入っている。平成29年2月に測量設計結果を地元の説明し平成30・31年度に工事を実施する予定。 ・平成29年7月14日に加茂港周辺が「みなとオアシス加茂」に登録され、みなとを核としたまちづくりを進める地元の後押しとなるよう加茂水族館を含めた関係機関等と調整しながら、「みなとオアシス」の活動を充実し推し進めている。 	
5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	建築課

1. 現基本計画での 位置付け	章 節 細節	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します 第3節 安全・安心な生活基盤の整備 (1) 快適で安全・安心な住環境整備
2. 施策項目	公営住宅の計画的整備・保全と民間賃貸住宅活用型セーフティネットの構築	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>本市における住宅施策の一つである、住宅セーフティネット(低所得者、高齢者、障害者、被災者、一人親世帯、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給)については、現行では主に市営住宅の提供及び居住支援協議会の民間賃貸住宅のマッチングにより講じられている。</p> <p>[市営住宅の現状] 平成 29 年 4 月 1 日現在で鶴岡市内の市営住宅戸数は 811 戸(うち 689 世帯入居・入居率 85.0%)である。鶴岡市営の供給戸数は戸当たり人口比で見ると 159.8 人に1戸の割合で、山形市の 139.0、酒田市の 137.3、米沢市の 131.2 に比べ供給量が少ないものの、近年は応募倍率が低下している。</p> <p>[市営住宅の入居者傾向] H28 新規入居者は、高齢者世帯(55.2%)、単身世帯(44.8%)、母子世帯(31.0%)の比重が大きく、エレベーターのない住棟の上層階は募集しても応募がない状況である。また、応募倍率は近年減少傾向にあり、立地・設備面で不人気の住戸に応募ゼロの回が続いていること等が要因と考えられるため、27 年度より新規入居住宅への風呂釜・浴槽設置を行うなど設備の拡充を図っている。</p> <p>[市営住宅建物の老朽化問題] 本市の市営住宅については、多くの住棟が耐用年限の 1/2 を経過する状況にあり、今後、各住棟の効率的かつ効果的な事業計画に基づくストックマネジメントおよび中長期的な観点からみた予防保全的な維持管理・改修・改善が急務となっている。そのため、H25 年度に策定した鶴岡市営住宅等長寿命化計画により計画的な整備を行っていく必要がある。</p> <p>[居住世帯人数と住宅規模とのミスマッチ] 高齢化、核家族化の進行により、単身世帯や高齢者のみの応募が増え、本来一般家庭向けに建設された市営住宅の間取りと世帯人員との間にミスマッチが生じている。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>[市営住宅の長寿命化] 市営住宅は、新耐震基準以降 S57 年～平成 9 年までに、みどり、大西、稻生、大山住宅等の近代的な家族世帯向け住宅を整備し、住宅確保要配慮者に対し幅広く住宅供給を図ってきたが、耐用年数の半分を経過する市営住宅が約 42%となってきた。</p> <p>平成 25 年度に、老朽化した公営住宅ストックを長期にわたり安全で快適な住まいとして確保するため、維持管理における事業量の平準化を図り、効率的かつ円滑な更新および点検結果に基づく予防保全的な維持管理を実施し、ライフサイクルコストの縮減へ繋げることを目的に「鶴岡市営住宅等長寿命化計画」を策定している。</p> <p>[居住支援協議会の設立] 鶴岡市居住支援協議会は、平成 25 年度に民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給の促進を目的とし、建築課、福祉課、長寿介護課、子育て推進課と山形県宅建協会鶴岡支部、鶴岡市社会福祉協議会、障害者相談支援センター、特定非営利活動法人つるおかランド・バンクを会員として設立している。</p> <p>平成26年度から住宅確保要配慮者へ賃貸住宅のマッチング事業を行っており、H26～H28 の3年間で、相談が66件、相談に対する紹介物件が54件、実際に入居できたとの報告が23件となってい</p>	

	<p>る。</p> <p>〔評価〕</p> <p>市営住宅については、鶴岡市営住宅等長寿命化計画に基づき住戸改善事業、安全・安心や省エネなどに対処する整備事業を行ってきたはいるが、最近では財政状況等の理由により整備事業が計画どおりに進まない状況にあることから、重点的に整備する項目を整理し、優先度及び緊急性を勘案し、事業計画を定期的に見直す必要がある。</p> <p>民間賃貸住宅の活用によるセーフティネットについては、国による「新たな住宅セーフティネット制度」が設立されており、新規制度を活用しながら市営住宅では対応できないニーズに対応し、住宅セーフティネットを充実していく必要がある。</p>	
<p>5. 施策に関連する 計画</p>	<p>計画名</p>	<p>①鶴岡市住生活基本計画、②鶴岡市営住宅等長寿命化計画</p>
	<p>計画期間</p>	<p>①平成24年度～平成33年度、②平成25年度～平成34年度</p>

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	都市計画課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第3節 安全・安心な生活基盤の整備
	細節	(1) 快適で安全・安心な住環境整備
2. 施策項目	<p>○空き家、空き地の適正管理と利活用による良好な住環境整備の推進</p> <p>○若年・子育て世帯向けの住宅建築支援等による定住促進</p> <p>○空き家・空き店舗を活用した中心商店街の活性化の推進適切な土地利用と開発方針</p>	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>市内の空き家は 2,806 棟、5.1% (H27 市内空き家実態調査)、となっており、前回の空き家実態調査(H22-H23)から 533 棟増加している。</p> <p>【空き家問題】</p> <p>H27 年度に 5 年ぶりの全市を対象とした空き家実態調査を実施した結果をもとに、優良な既存ストック(空き家)の資源活用により密集住宅地の空洞化抑制を図ること、また、防犯、防災上において地域の問題となっている老朽・危険空き家の適正管理が課題となっている。(市民相談件数: 154 件/H28 年度 前年比 4.0%増)</p> <p>【密集住宅地の住環境問題】</p> <p>市街地と沿岸部の密集住宅地は空き家率が高く、この要因としては、接道する狭あい道路の存在があげられ、交通の不便性や冬季間の除雪など住民生活に深刻な問題を生じている。このため、若年世帯が郊外に移転し、結果として地域の高齢化を引き上げている。</p> <p>また、未接道地に存在する空き家については、中心市街地居住促進事業の対象とならないため、周辺の土地との再編による活用を期待する状態となっている。</p> <p>2018 年1月通常国会の都市再生特別措置法改正を受け、自治体が「低未利用土地権利設定等促進計画」を策定することで、遊休未利用地の権利集約が容易となったため、密集住宅地を有する町内会の希望により小区画単位での土地再編事業の取り組みが重要となってくる。</p> <p>【将来の都市基盤の課題】</p> <p>鶴岡市域を中心住宅地、新興住宅地、新住宅地、農村集落地の 4 つのゾーニングで区分した場合、2030 年予測では、中心住宅地と農村集落地の人口減少(△31.4%、△21.7%)と高齢化(36.0% 33.6%)が顕著であり、さらには中心住宅地から新興住宅地、新住宅地へと人口が流れドーナツ化が進行しているため、空き家の有効活用、老朽・危険空き家の適正管理、さらには、空き家、空き地、狭あい道路対策の三者を一体的に関連付けて密集住宅地の住環境整備を図るなどの施策・制度についての検討が求められている。</p> <p>【中心商店街の空き店舗問題】</p> <p>また中心商店街の空き店舗については H28 年度で 40 件とここ数年間では緩やかな減少傾向にあるものの、依然としていわゆるシャッター通りとなっており、本地域での新規開業数が低迷し、業種も飲食業や美容業に偏っているため、日中の賑わい創出には繋がっていない状況となっている。</p> <p>今後は、若年世代を中心に空き家、空き店舗を活用した新規事業、スモールビジネスの立上げが容易に出来る仕組みづくりが課題となっている。</p>	

<p>4. これまでの取組とその評価</p>	<p>[取組み]</p> <p>(1) 鶴岡市住生活基本計画の策定(H22-23年度)</p> <p>①鶴岡市住生活基本計画の重点施策4本の1本として空き家対策事業を記載</p> <p>②市内空き家実態調査(H22-23年度及びH27年度)の実施</p> <p>・市内空き家数 2,806棟 前回から533棟の増 (現地踏査、老朽危険度判定、所有者意向アンケート)</p> <p>(2) 空き家管理条例とNPOによるランド・バンク事業(小規模区画再編事業)(H24～)</p> <p>①空き家対策条例の制定(H24.12月制定、H25.4月施行)</p> <p>②NPO「つるおかランド・バンク」による密集住宅による住環境整備の実施(H25.1～)</p> <p>(3) 定住促進関連事業(H26～)実施における空き家の有効活用策</p> <p>①空き家バンク活用補助金制度の実施(H28より住宅リフォーム補助制度に統合)</p> <p>・リフォーム補助制度においてNPO つるおかランド・バンクが実施する空き家バンク事業を利用し、空き家を購入又は賃貸借し改修した場合に対象工事費の5%(上限10万円)を加算</p> <p>②鶴岡市中心市街地居住促進事業の実施(鶴岡市居住促進基金)</p> <p>・指定区域内に存在する不良住宅(空き家)の寄付を受けて、市が解体整地し、中心市街地へ居住を希望する若者世帯、子育て世帯、市外からの移住希望世帯に住宅用地として提供することにより、中心市街地への居住促進を図る。また、居住希望者のインセンティブを図るため、居住促進基金を活用した補助制度を創設する。住宅の建設においては、つるおか住宅活性化ネットワークによる「つるおか住宅」に限定し、同ネットワークでの最大400千円の補助金を適用する。</p> <p>[評価]</p> <p>空き家、空き地の有効活用策については、NPO つるおかランド・バンクと連携し利活用に努めている。空き家相談会の実施、空き家相談を受け付ける体制を整え、H28年度、空き家バンク登録件数累計273件、売買の成立累計64件、物件の管理業務受託11件などの成果をあげている。</p> <p>中心市街地居住促進事業に不良住宅(空き家)の寄付採納物件はH28年度末までに5件(3箇所)となり、全て除却は完了し、うち本町三丁目の物件は、売却の公募によりH29.8月に成約となっている。</p> <p>また、空き家・空き地の適正管理では、空き家条例制定後、所有者の危険防止対策実施等による適正管理や自主的解体などにより、適正管理が図られつつあり、H29年度中には空き家等対策計画(環境課)を策定予定となっている。今後も、行政及びNPOが連携して空き家等の課題解決に向け中心市街地等の住環境整備に取り組んでいく。</p>	
<p>5. 施策に関連する計画</p>	<p>計画名</p>	<p>鶴岡市都市再興基本計画(都市計画マスタープラン+立地適正化計画)</p>
	<p>計画期間</p>	<p>平成29年度から平成38年度</p>

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課

建築課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて、市域内外の交流を拡大します
	節	第3節 安全・安心な生活基盤の整備
	細節	(1) 快適で安全・安心な住環境整備
2. 施策項目	○地域資源の活用と地域の活性化につながる住宅建設の促進 ○住宅リフォーム支援事業の推進	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>地域住宅関連産業の持続的な活性化、地場産木材の利用促進、建築技術職人の高齢化と減少、地域環境に即した優良住宅建設促進など、地域住宅が抱える諸課題を総括的に捉えてその活性化を図っていくことが重要であり、住宅づくりに関わり担っている地元住宅建設関連団体と連携し、現状把握、具体的な課題の抽出、活性化の方策などを検討・協議していくことが必要である。</p> <p>また、住宅リフォーム支援事業については、県が地域経済の活性化の一つとして時限的措置として実施したものであるが、経済効果や関係団体からの継続要望等もあることから、引き続き、31年度以降についても、事業継続について関係団体と連携し、事業費の拡充を含め、県に要望していく必要がある。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>平成22年度に市内の住宅関連団体、関連業者等40者からなる「つるおか住宅活性化ネットワーク」を設立し、活動するためのプラットフォームが整備された。</p> <p>地場産木材を使用し、地元の設計・施工業者で建設される「つるおか住宅」のモデルとなる住宅を、平成23年度から25年度にかけて計9戸を完成させ、小冊子「つるおか住宅」を作成し、26年度は10棟、27年度は13棟、28年度は16棟の新築受注があった。平成27年度、28年度は、若者世帯で婚姻出産や子育て、市外からの移住者が「つるおか住宅」を新築した場合に補助を行っており、平成29年度については、15件の申込みがある他、来年度補助利用の問い合わせも3件有り、利用者からも高い評価を得ている。</p> <p>また、平成26年度からは、大工等の次世代を担う若手技能者の育成事業の一つとして、技能検定試験費の補助事業を始め、初年度は3名、平成27年度は11名、28年度は4名、29年度は2名の合計20名が利用した。</p> <p>その他、シンポジウムを開催するなど一連の取り組みを通じて、「つるおか住宅」に対する関心の広がりが見られるものの、継続した事業活動のための組織体制の整備が課題となっている。</p> <p>また、平成23年度より県事業と連携して取り組んでいる住宅リフォーム支援事業は、7カ年で 2,929 件(補助金額で 615,208 千円)の申請があり、その対象工事費(地元業者受注額)は約84億に及び、地域へ大きな経済波及効果があったものと推測される。</p> <p>(参考)</p> <p>H23 住宅リフォーム支援事業 C=58,847 千円(811,777 千円)申請件数 280 件(H23.11.14 終了)</p> <p>H24 住宅リフォーム支援事業 C=90,141 千円(1,199,840 千円)申請件数 457 件(H25.1.31 終了)</p> <p>H25 住宅リフォーム支援事業 C=112,198 千円(1,500,507 千円)申請件数 501 件(H25.10.21 終了)</p> <p>H26 住宅リフォーム支援事業 C=78,977 千円(990,524 千円)申請件数 357 件(H26.9.1 終了)</p> <p>H27 住宅リフォーム支援事業 C=93,962 千円(1,207,381 千円)申請件数 444 件(H27.11.1 終了)</p> <p>H28 住宅リフォーム支援事業 C=95,490 千円(1,407,960 千円)申請件数 461 件(H29.1.31 終了)</p> <p>H29 住宅リフォーム支援事業 C=87,144 千円(1,320,353 千円)申請件数 429 件(H30.1.31 終了)</p> <p>※():補助対象工事費</p>	
5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	建築課

1. 現基本計画での 位置付け	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 280 443 398">章</td> <td data-bbox="443 280 1509 398">第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて、市域内外の交流を拡大します</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 398 443 454">節</td> <td data-bbox="443 398 1509 454">第3節 安全・安心な生活基盤の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 454 443 504">細節</td> <td data-bbox="443 454 1509 504">(2)住宅・建築物の耐震化の向上</td> </tr> </table>	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて、市域内外の交流を拡大します	節	第3節 安全・安心な生活基盤の整備	細節	(2)住宅・建築物の耐震化の向上
章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて、市域内外の交流を拡大します						
節	第3節 安全・安心な生活基盤の整備						
細節	(2)住宅・建築物の耐震化の向上						
2. 施策項目	<ul style="list-style-type: none"> ○一般住宅の耐震改修等への計画的支援 ○特定建築物の耐震改修促進 ○市有施設の耐震診断及び耐震化の推進 						
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>平成 29 年 3 月に改定した鶴岡市建築物耐震改修促進計画では、住宅の耐震化について、平成 32 年度における耐震化率目標を95% (H20 年 3 月策定時点の市耐震化率は51.7%)としているが、平成29年12月時点の山形県の算定式に準じた住宅の推定耐震化率は、約 75.8%であり、目標とされる数値には開きがある。今後、建て替えを含め、約 9,700 戸以上の住宅の耐震化が必要とされる。</p> <p>東日本大震災や熊本地震を契機として耐震性への関心の高まりは見られるものの、耐震改修工事に要する多額の費用への不安や、高齢者世帯の増加による資力不足などもあり、耐震診断から耐震補強へと進まない現状にある。</p> <p>住宅の耐震化状況(推定値)平成29年12月1日時点</p> <p>住宅総数 42,531 戸 耐震性がある住宅 32,242 戸(75.8%) 耐震性がない住宅 10,289 戸(24.2%)</p> <p>また、土砂災害により影響が発生する避難路や沿岸部の津波に備えた高台への避難路のうち、狭い避難路に面した耐震性のない家屋等が地震により倒壊し、避難路を閉塞することも懸念されることから、今後その実態等の調査が課題となる。</p>						
4. これまでの取組 とその評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 鶴岡市木造住宅耐震診断事業の実施(平成 19 年度～) 木造住宅耐震診断事業については、平成 19 年度から平成29年度まで計192戸の住戸診断を実施。このうち 24 年度から実施している耐震改修補助事業で計36戸が改修を行っている。 ②木造住宅耐震診断事業の開始に伴い、鶴岡市耐震診断士 120 名の登録制度の実施 ③地震ハザードマップ(揺れやすさマップ、液状化マップ)の作成とホームページや各庁舎への掲示(平成 21 年度) ④危険ブロック塀除去促進事業 調査の結果対象となったスクールゾーン内の危険ブロック塀65箇所について、13件の危険ブロック塀の除去事業を行なったほか、働きかけにより自主的に撤去したのも加え 37 箇所除去が完了した(そのうち 2 箇所は学校統廃合により対象外となった)。また、今年度より津波ハザードマップ内の幅 4m 未満の狭い道路に面した危険ブロック塀等(避難の妨げになる可能性があるもの)42箇所についても事業対象とし、計68箇所の危険ブロック塀等について、今後直接、所有者への働きかけを行いながら、除却事業を実施する。 ⑤地震防災パンフレットを各コミセン等に配布し、市民の方への災害危機意識の醸成 ⑥建築課による耐震診断、耐震改修の相談窓口の開設及び無料簡易耐震診断、出前減災対策アドバイスの実施 ⑦鶴岡市木造住宅耐震工事助成事業の実施(平成 24 年度～) 木造住宅耐震工事助成事業(耐震リフォーム)は、平成 27 年度 3 戸、28 年度 3 戸、29 年度 3 戸耐震改修工事を実施 ⑧不特定多数が利用する大規模建築物及び災害拠点施設の耐震診断・耐震補強事業 耐震改修促進法の改正に伴い耐震診断の義務化となる対象建築物に対して、耐震診断の実施及び診断補助の実施(平成26～27年度)。平成 28 年度は 1 件の耐震補強設計を実施。平成 29 年度は 1 件の耐震改修事業を実施し、残り1件の対象建築物についても、引き続き、所管となる耐震化への働きかけを実施する。 						

	<p>⑨鶴岡市がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>土砂災害特別警戒区域内の住民に対し、土砂災害危険区域の実態調査や土砂災害危険個所の基礎調査報告会などで、補助制度の説明を実施。また、対象者には補助制度概要書を送付して除却や移転を促している。</p> <p>(これまでの実績:H25年度 除却1戸、移転1戸/H26年度 除却1戸、移転1戸/H27年度 除却1戸、移転1戸/H28年度 除却1戸、移転1戸)</p> <p>以上のような住宅の耐震化を促進するための環境整備を行ってきたが、耐震診断事業実施者の内、耐震改修補助事業を利用した割合は約15%(29件)にとどまるため、より一層の啓蒙が必要。</p>	
5. 施策に関連する計画	計画名	鶴岡市建築物耐震改修促進計画(平成29年3月改定)
	計画期間	平成19年度～平成32年度

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	契約管財課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第 6 章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第 3 節 安全・安心な生活基盤の整備
	細節	(3) 既存ストックの維持管理と有効活用
2. 施策項目	○本庁舎耐震補強事業	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>既存建築物の耐震化をより一層促進していくため、平成25年11月に「耐震改修促進法」が改正され、昭和56年5月31日以前に建設に着手した建築物で防災活動拠点施設等の耐震診断の義務化と結果を公表することが規定された。</p> <p>本庁舎は、昭和54年着工し昭和56年竣工の建物であり、「耐震改修促進法」の対象施設となっていることから平成27年度に本庁舎の耐震診断を実施したところ、診断の結果「震度6強から7に達する程度の地震動に対して倒壊の危険性がある建築物」と判定された。</p> <p>本庁舎は、防災活動拠点施設となっているため大規模地震等による災害が発生しても、防災活動拠点として機能しうるよう耐震化を図る必要があるとともに、市民生活に不可欠な通常業務は継続的に実施していく必要があり、行政機能の継続性を確保していくためにも耐震化を図っていく必要がある。</p> <p>耐震補強工事の実施にあたっては、基本的に現在の庁舎を使用しながらの実施のため、工事ヤードの確保で、執務スペースが大幅に狭まることから、事務スペースの一部会議室への移転等の調整を行いながら、計画的に実施していく必要がある。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>【国】：平成 25 年11月耐震改修促進法改正 【県】：山形県建築物耐震改修促進計画 →平成 32 年度まで災害時の防災活動拠点の 100%耐震化を促進</p> <p>平成27年度に本庁舎の耐震診断を実施し、この結果「震度6強から7程度の地震動に対して倒壊の危険性がある」とされる判定数値となったことから、平成28年度に耐震補強設計業務を委託。</p> <p>耐震補強の考え方としては、県の耐震化指針に基づき、I s 値を0. 9にすることとし、補強工事は建物内部窓側へトルグ付油圧制振ブレースを設置する工法を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度 本庁舎耐震診断業務委託 11,934 千円、 特定財源(社会資本整備総合交付金 1/2) 5,427 千円 (耐震診断義務化施設：3階以上かつ 5,000 m²以上の重要施設) ・平成 28 年度 本庁舎耐震補強設計業務委託 13,824 千円 特定財源(社会資本整備総合交付金 1/2) 6,912 千円 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年～平成 32 年度 本庁舎耐震補強事業 1,340,677 千円 特定財源(緊急防災・減災事業債) 充当率 100%元利償還金の 70%交付税参入 	
5. 施策に関連する 計画	計画名	鶴岡市公共施設等総合管理計画
	計画期間	平成 28 年度～平成 57 年度

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	契約管財課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第 6 章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第 3 節 安全・安心な生活基盤の整備
	細節	(3) 既存ストックの維持管理と有効活用
2. 施策項目	○公共施設等総合管理計画の推進	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>1960～1970年代の高度成長期やバブル経済崩壊後の1990年代に、集中的に整備されたインフラや市有建築物などの公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているとともに、人口減少や利用環境等により利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、公共施設等の最適な配置の実現や財政負担の軽減・平準化を目的として、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画の推進を図っているところである。</p> <p>また、市全体の資産等のストック情報やコスト情報を把握し、総務省が示した統一的な基準による財務書類の作成・公表を行うため、地方公会計システム(固定資産台帳)等の整備・更新を行っている。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>【公共施設等基礎資料の収集・整理】</p> <p>市町村合併後、地域庁舎を含む市が所有管理するすべての建物の基本情報資料収集し、基礎資料としての整理と解析を建築課が行った。</p> <p>また、個別公共施設に係る総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、予防保全等の実施によるライフサイクルコストの削減などについて、先行的に「橋梁長寿命化計画」(24年度・土木課)や「市営住宅長寿命化計画」(25年度・建築課)等の長寿命化計画を各所管において策定した。</p> <p>【公共施設等総合管理計画の策定及び固定資産台帳の整備】</p> <p>平成27年度から2箇年事業で、上記により収集・整理した情報や、各施設所管課が保有しているデータ(備品台帳等)及び公有財産台帳等により、市有財産の基礎データの収集・整理を行い、それらの基礎データをもとに平成28年度に鶴岡市公共施設等総合管理計画を策定した。</p> <p>【公共施設等総合管理計画の推進】</p> <p>1.公共施設等総合管理計画のフォローアップ</p> <p>本計画の適切な進捗を図るために、計画期間である30年間における前期・中期・後期の各10年間の各期において「施設類型別基本方針」の策定・見直しを行い、進捗状況を管理するとともに、各施設所管課においては施設ごとの「個別施設計画」を作成し、各施設の管理を推進している。</p> <p>2.情報の一元化</p> <p>取りまとめ部門において、上記「施設類型別基本方針」及び「個別施設計画」の進捗報告と各施設の整備状況や利用状況等を記した「市有建物現況調査票(建物カルテ)」及び固定資産台帳更新に必要な市全体の資産のストック情報等を収集・整理し、情報の一元化及び共有化が図られている</p>	
5. 施策に関連する 計画	計画名	鶴岡市公共施設等総合管理計画 鶴岡市橋梁長寿命化修繕計画 鶴岡市営住宅長寿命化計画 鶴岡市水道ビジョン
	計画期間	平成28年度～57年度 平成25年度～74年度(橋梁長寿命化修繕) 平成25年度～34年度(市営住宅長寿命化) 平成29年度～38年度(水道ビジョン)

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	契約管財課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第 6 章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します																																																																																																																																																																																																																																																										
	節	第 3 節 安全・安心な生活基盤の整備																																																																																																																																																																																																																																																										
	細節	(3) 既存ストックの維持管理と有効活用																																																																																																																																																																																																																																																										
2. 施策項目	○遊休資産の売却及び貸付の推進																																																																																																																																																																																																																																																											
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>遊休資産の有効活用は、自主財源の確保、産業振興や地域活性化を図るうえでも重要であるため行財政改革でも取り上げられ、これまでは、売却や貸付の要望のある物件を中心に対応してきた。</p> <p>平成 27 年度には、鶴岡市土地開発公社が解散し、当該公社が所有していた未分譲の住宅団地(羽黒:川代山 13 区画、温海:鼠ヶ関 3 区画)が市に帰属したことにより、当該未分譲地についても市が直接分譲していくこととなったが、平成 28 年度の方譲は、川代山の1区画の方譲に留まっている。そのため、平成 28 年度末には、市有不動産売却の媒介制度を創設し、宅地建物取引業者の媒介による遊休資産の売却促進の取組みを開始したところである。</p> <p>また、現在、地方公会計システム整備の一環で、固定資産台帳を整備していることから、今後は、固定資産台帳も活用しながら遊休資産の売却及び貸付の推進を図る。</p>																																																																																																																																																																																																																																																											
4. これまでの取組 とその評価	<p>これまで、遊休資産の内、旧法定外公共物等の売却の要望があったものを中心に、固定資産税評価額等を基に適正な価格を算定したうえで売却を進めると同時に、特に市の施策に合致する場合は、公共的団体等による減額譲渡等の申請にも応じてきたところである。</p> <p>平成 27 年度における売却件数は 20 件、売却金額は約 1 億 4 千 200 万円弱の実績となっており、旧朝陽第四小学校跡地(約 9,400 万円)、旧土木課大山分室跡地(約 3,100 万円)の売却等により、平年に比べて売却金額が増加したが、平成 28 年度については、売却件数 27 件、売却金額約 5,800 万円となっている。</p> <table border="1"> <caption>H28市有地売買契約一覧表</caption> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>区分</th> <th>契約日</th> <th>形態</th> <th>契約対象地</th> <th>地目</th> <th>対象面積</th> <th>m単価</th> <th>契約額</th> <th>年度合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>法定外</td><td>H28.4.22</td><td>売買</td><td>陸町</td><td>水路・道路(宅地)</td><td>26.99</td><td>14,034</td><td>378,777</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>法定外</td><td>H28.4.25</td><td>売買</td><td>神明町</td><td>道(道)</td><td>11.56</td><td>12,405</td><td>143,401</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>法定外</td><td>H28.5.27</td><td>売買</td><td>白山</td><td>水路(水路)</td><td>26.60</td><td>14,832</td><td>394,531</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>法定外</td><td>H28.6.7</td><td>売買</td><td>下川</td><td>水路(水路)</td><td>15.11</td><td>2,941</td><td>44,438</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>法定外</td><td>H28.6.29</td><td>売買</td><td>北京田</td><td>水路(宅地)</td><td>65.26</td><td>4,992</td><td>325,777</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>法定外</td><td>H28.6.30</td><td>売買</td><td>下清水</td><td>道路(宅地)</td><td>55.70</td><td>2,865</td><td>159,580</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>法定外</td><td>H28.7.5</td><td>売買</td><td>海老島町</td><td>水路(雑種地)</td><td>55.36</td><td>14,271</td><td>790,042</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>法定外</td><td>H28.7.19</td><td>売買</td><td>蓮形町</td><td>道路(宅地)</td><td>150.98</td><td>15,585</td><td>2,352,711</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>法定外</td><td>H28.7.22</td><td>売買</td><td>蓮形町</td><td>道路(宅地)</td><td>57.01</td><td>12,732</td><td>725,851</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>法定外</td><td>H28.8.3</td><td>売買</td><td>海老島町</td><td>水路(雑種地)</td><td>19.45</td><td>12,721</td><td>247,423</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>法定外</td><td>H28.10.17</td><td>売買</td><td>我老林</td><td>水路(宅地)</td><td>7.62</td><td>13,084</td><td>30,159</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>法定外</td><td>H28.11.16</td><td>売買</td><td>下川</td><td>水路(駐車場)</td><td>20.86</td><td>4,793</td><td>99,981</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>法定外</td><td>H28.11.21</td><td>売買</td><td>下川</td><td>水路(駐車場)</td><td>8.72</td><td>4,793</td><td>41,794</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>法定外</td><td>H28.12.5</td><td>売買</td><td>西新斎町</td><td>水路(宅地)</td><td>32.79</td><td>13,568</td><td>444,894</td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>法定外</td><td>H29.2.1</td><td>売買</td><td>大東町、苗津町</td><td>用悪水路</td><td>77.97</td><td>6,300</td><td>491,211</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>土地及び建物</td><td>H29.3.1</td><td>売買</td><td>上畑町</td><td>宅地</td><td>2,559.86</td><td>17,189</td><td>44,000,000</td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>法定外</td><td>H29.3.28</td><td>売買</td><td>民田</td><td>田(宅地)</td><td>19.38</td><td>4,695</td><td>90,989</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>法定外</td><td>H29.3.28</td><td>売買</td><td>民田</td><td>田(田)</td><td>14.74</td><td>560</td><td>8,254</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>鶴岡地域計(18件)</td><td></td><td></td><td></td><td>50,769,813</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>藤島地域計(5件)</td><td></td><td></td><td></td><td>1,412,901</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>羽黒地域計(2件)</td><td></td><td></td><td></td><td>3,965,184</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>朝日地域計(1件)</td><td></td><td></td><td></td><td>8,312</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>温海地域計(1件)</td><td></td><td></td><td></td><td>2,232,382</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>58,388,592</td></tr> </tbody> </table>		NO	区分	契約日	形態	契約対象地	地目	対象面積	m単価	契約額	年度合計	1	法定外	H28.4.22	売買	陸町	水路・道路(宅地)	26.99	14,034	378,777		2	法定外	H28.4.25	売買	神明町	道(道)	11.56	12,405	143,401		3	法定外	H28.5.27	売買	白山	水路(水路)	26.60	14,832	394,531		4	法定外	H28.6.7	売買	下川	水路(水路)	15.11	2,941	44,438		5	法定外	H28.6.29	売買	北京田	水路(宅地)	65.26	4,992	325,777		6	法定外	H28.6.30	売買	下清水	道路(宅地)	55.70	2,865	159,580		7	法定外	H28.7.5	売買	海老島町	水路(雑種地)	55.36	14,271	790,042		8	法定外	H28.7.19	売買	蓮形町	道路(宅地)	150.98	15,585	2,352,711		9	法定外	H28.7.22	売買	蓮形町	道路(宅地)	57.01	12,732	725,851		10	法定外	H28.8.3	売買	海老島町	水路(雑種地)	19.45	12,721	247,423		11	法定外	H28.10.17	売買	我老林	水路(宅地)	7.62	13,084	30,159		12	法定外	H28.11.16	売買	下川	水路(駐車場)	20.86	4,793	99,981		13	法定外	H28.11.21	売買	下川	水路(駐車場)	8.72	4,793	41,794		14	法定外	H28.12.5	売買	西新斎町	水路(宅地)	32.79	13,568	444,894		15	法定外	H29.2.1	売買	大東町、苗津町	用悪水路	77.97	6,300	491,211		16	土地及び建物	H29.3.1	売買	上畑町	宅地	2,559.86	17,189	44,000,000		17	法定外	H29.3.28	売買	民田	田(宅地)	19.38	4,695	90,989		18	法定外	H29.3.28	売買	民田	田(田)	14.74	560	8,254						鶴岡地域計(18件)				50,769,813						藤島地域計(5件)				1,412,901						羽黒地域計(2件)				3,965,184						朝日地域計(1件)				8,312						温海地域計(1件)				2,232,382						計					58,388,592
NO	区分	契約日	形態	契約対象地	地目	対象面積	m単価	契約額	年度合計																																																																																																																																																																																																																																																			
1	法定外	H28.4.22	売買	陸町	水路・道路(宅地)	26.99	14,034	378,777																																																																																																																																																																																																																																																				
2	法定外	H28.4.25	売買	神明町	道(道)	11.56	12,405	143,401																																																																																																																																																																																																																																																				
3	法定外	H28.5.27	売買	白山	水路(水路)	26.60	14,832	394,531																																																																																																																																																																																																																																																				
4	法定外	H28.6.7	売買	下川	水路(水路)	15.11	2,941	44,438																																																																																																																																																																																																																																																				
5	法定外	H28.6.29	売買	北京田	水路(宅地)	65.26	4,992	325,777																																																																																																																																																																																																																																																				
6	法定外	H28.6.30	売買	下清水	道路(宅地)	55.70	2,865	159,580																																																																																																																																																																																																																																																				
7	法定外	H28.7.5	売買	海老島町	水路(雑種地)	55.36	14,271	790,042																																																																																																																																																																																																																																																				
8	法定外	H28.7.19	売買	蓮形町	道路(宅地)	150.98	15,585	2,352,711																																																																																																																																																																																																																																																				
9	法定外	H28.7.22	売買	蓮形町	道路(宅地)	57.01	12,732	725,851																																																																																																																																																																																																																																																				
10	法定外	H28.8.3	売買	海老島町	水路(雑種地)	19.45	12,721	247,423																																																																																																																																																																																																																																																				
11	法定外	H28.10.17	売買	我老林	水路(宅地)	7.62	13,084	30,159																																																																																																																																																																																																																																																				
12	法定外	H28.11.16	売買	下川	水路(駐車場)	20.86	4,793	99,981																																																																																																																																																																																																																																																				
13	法定外	H28.11.21	売買	下川	水路(駐車場)	8.72	4,793	41,794																																																																																																																																																																																																																																																				
14	法定外	H28.12.5	売買	西新斎町	水路(宅地)	32.79	13,568	444,894																																																																																																																																																																																																																																																				
15	法定外	H29.2.1	売買	大東町、苗津町	用悪水路	77.97	6,300	491,211																																																																																																																																																																																																																																																				
16	土地及び建物	H29.3.1	売買	上畑町	宅地	2,559.86	17,189	44,000,000																																																																																																																																																																																																																																																				
17	法定外	H29.3.28	売買	民田	田(宅地)	19.38	4,695	90,989																																																																																																																																																																																																																																																				
18	法定外	H29.3.28	売買	民田	田(田)	14.74	560	8,254																																																																																																																																																																																																																																																				
				鶴岡地域計(18件)				50,769,813																																																																																																																																																																																																																																																				
				藤島地域計(5件)				1,412,901																																																																																																																																																																																																																																																				
				羽黒地域計(2件)				3,965,184																																																																																																																																																																																																																																																				
				朝日地域計(1件)				8,312																																																																																																																																																																																																																																																				
				温海地域計(1件)				2,232,382																																																																																																																																																																																																																																																				
				計					58,388,592																																																																																																																																																																																																																																																			
5. 施策に関連する 計画	計画名	鶴岡市行財政改革推進プラン																																																																																																																																																																																																																																																										
	計画期間	平成 28 年度～平成 32 年度																																																																																																																																																																																																																																																										

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	上下水道部 総務課
-------	-----------

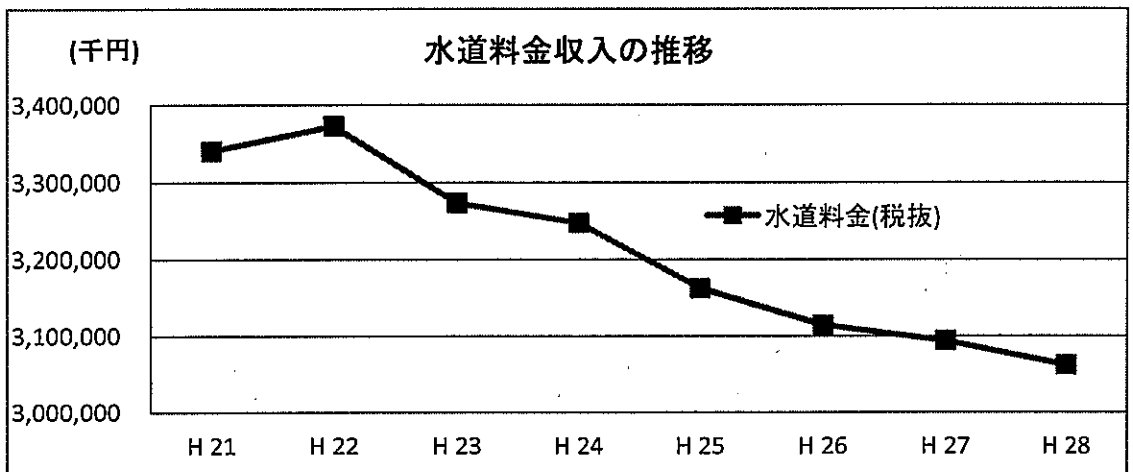
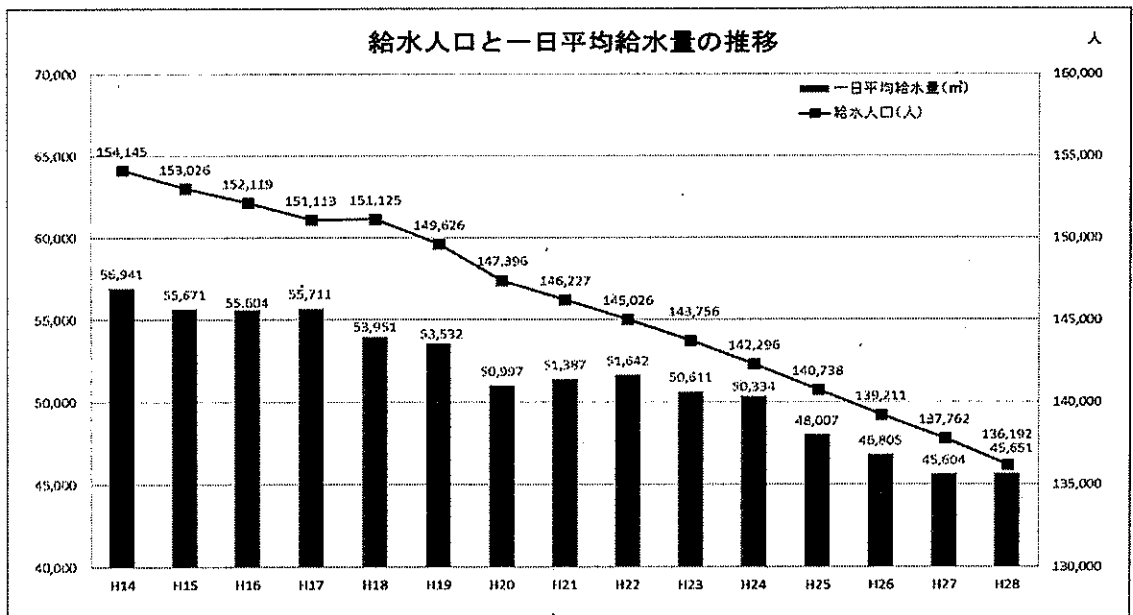
1. 現基本計画での位置付け	章	第 6 章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第 3 節 安全・安心な生活基盤の整備
	細節	(4) 安全な水の安定供給

2. 施策項目	水道事業の効率的運営
---------	------------

水道事業では、普及率が 99%を超え、市域のほぼ全域で水道が利用できる状態となっているが、給水収益は、人口減少を主因とし、さらに節水意識の定着や節水能力の向上した器具の普及等による有収水量の減少に伴い減少傾向に歯止めがかからない状況である。

ハード整備においては、新規整備、施設更新、耐震化等にかかる費用が増大する見込みのため、料金収入等で財源を確保することが困難と見込まれる。今後、収入減、費用増大の傾向が見込まれ、経営の維持が困難になると推測される。

一方、包括的業務委託導入による職員の減少、ベテラン(知識・経験)職員の退職、異動・新規採用職員の配置等により、職員の量・質に変化が生じており、事故・災害等緊急時対応の体制整備が課題となっている。



<p>4. これまでの取組 とその評価</p>	<p>平成25年度における水道部と下水道課の組織統合に伴い、「鶴岡市上下水道部」と改称し、平成27年度には下水道事業が地方公営企業法の適用となり、一体的な上下水道事業運営を行うこととなった。</p> <p>これまでの「鶴岡市水道事業経営効率化計画」は、平成28年度までの10年間の計画であり、計画期間満了に合わせて新たな「鶴岡市上下水道事業経営効率化計画」を平成29年度から38年度までの10年間の計画として平成29年3月に策定した。</p> <p>新たな当該計画の着実な推進により、「地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とした地方公営企業法の経営の基本原則に合致した事業運営に一層努めることとする。</p> <p>また、水道事業において個別に委託していた業務に、これまで職員が行ってきた定型的な業務を加えた、「鶴岡市水道事業包括的業務委託」を平成29年度より実施し、経費の削減及び事務負担の軽減を図っている。</p> <p>これまで水道ビジョンや経営効率化計画に基づき、業務委託の実施や人員の削減等経費の削減に努めてきた。経営状況をみれば、収入に見合った経費の支出、建設投資を行ってきた結果、なんとか黒字を維持している。</p> <p>今後、経営基盤の強化に向けては、国の勧める水道事業の広域化の提唱もあり、月山ダムを水源とする庄内広域水道用水供給事業(山形県企業局運営)から受水している「庄内地区受水団体協議会」(構成:鶴岡市・酒田市・庄内町)は平成28年度より、「2市1町水道事業広域連携研究会」を立ち上げ、取り巻く課題の共有、現状把握等を踏まえ、広域化に向けた取り組みを開始している。</p> <p>また、県においては水道の地域課題に係る勉強会(庄内地域)を平成29年7月より開催している。</p> <p>なお、広域連携に係る要望書は以下のとおり提出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①庄内地区受水団体協議会要望書(H30.2.19 山形県企業管理者あて) ②平成30年度鶴岡市重要事業要望 ③平成30年度庄内地方重要事業要望書 	
<p>5. 施策に関連する 計画</p>	<p>計画名</p>	<p>鶴岡市上下水道部経営効率化計画</p>
	<p>計画期間</p>	<p>平成29年度～38年度</p>

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	上下水道部 水道課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第 6 章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第 3 節 安全・安心な生活基盤の整備
	細節	(4)安全な水の安定供給
2. 施策項目	安全・安心な水の供給	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>(1) 経年化した管路の更新</p> <p>本市における耐用年数を超える経年化管路については、管理管路延長約 1,400km のうち平成 28 年度末で全管路延長の 13.1%、約 180km であるが、高度経済成長期に整備された管路が多いことから経年化率は今後 10 年で 30% を超え、20 年後には約 80% に急増すると見込まれる。</p> <p>経年化管路については漏水や水質悪化の原因ともなることから更新が必要であるが、経年化管路すべてを更新するには多額の費用と期間が必要となる。</p> <p>(2) 震災対策</p> <p>震災対策として、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災の被災状況を教訓に口径 75 mm 以上の管路を更新する際にはすべて耐震管及び耐震性を有する継手を採用し、耐震化を進めてきた。</p> <p>また、平成 23 年に発生した東日本大震災では被災地において管路及び施設に多大な被害が発生し、長期間の断水が発生したことから、平成 25 年度に「鶴岡市水道管路耐震化計画」を策定し、災害拠点病院である荘内病院や災害時の避難拠点施設を結ぶ管路の耐震化を平成 26 年度より実施している。</p> <p>管路以外の水道施設（配水池、ポンプ場等）の耐震化についても平成 28 年度に策定の「鶴岡市水道施設耐震診断計画」に基づき本年度より重要施設の耐震診断を実施し、重要度、優先度を決定し、耐震化を行う。なお、復旧に際して必要となる管路及び給水図面等のデータについてもバックアップを実施する。</p> <p>耐震化には多額の費用が必要となり事業費の確保が課題となることから、国庫補助の活用や他工事との同調施工による経費削減が必要となる。</p> <p>(3) 水道施設の運転状況管理</p> <p>旧簡易水道の 17 施設のなかには、配水池の水位、流量及び残留塩素濃度などの状況を現地に行かなければ確認できない施設が 11 あり、これらの施設では雷や大雨などの自然災害が発生した場合に状況を迅速に把握できなかったことから、平成 24 年度までに「遠隔監視システム（通信回線を利用し施設の状況を上下水道部庁舎に伝送し常時監視する装置）」の整備を実施した。</p> <p>今後は更新期を迎えたシステムの更新を計画的に行い、老朽化に伴う故障発生を未然に防止する必要がある。</p>	

<p>4. これまでの取組 とその評価</p>	<p>(1) 経年化した管路の更新 老朽铸铁管の更新については平成 20 年度に国の補助対象事業に採択されたことにより事業化が図られ、平成 26 年度までに約 7km の更新が完了している。 これにより漏水や赤水被害の苦情が減少するとともに、更新に際しては耐震管を採用したことにより管路の耐震化も図られている。 老朽铸铁管以外の経年化管路の更新については重要性、緊急性を優先し、震災対策として実施中の「鶴岡市水道管路耐震化計画」との調整を図りながら進めている。</p> <p>(2) 震災対策 震災対策として、口径 75mm 以上の管路を更新する際には耐震管を採用していることから、平成 28 年度末現在での管路耐震化率は 10.5%となり水道事業ビジョンの目標値を達成している。 水道管路耐震化事業は平成 26～28 年度の 3 ヶ年で 4,158m の耐震化整備を実施している。 また、平成 29 年度には鶴岡水源から荘内病院までの管路耐震化が完了した。</p> <p>(3) 水道施設の運転状況管理 旧簡易水道の 11 施設について「遠隔監視システム (通信回線を利用し施設の状況を上下水道部庁舎に伝送し常時監視する装置)」の整備事業を進め、平成 24 年度までにすべての施設で整備を完了したことにより異常発生時にも迅速に対応可能となり断水等が回避されている。</p>	
<p>5. 施策に関連する 計画</p>	<p>計画名</p>	<p>①鶴岡市水道管路耐震化計画 ②鶴岡市水道施設耐震診断計画</p>
	<p>計画期間</p>	<p>①平成 26 年度～平成 27 年度 ②平成 29 年度～平成 31 年度</p>

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	下水道課

1. 現基本計画での 位置付け	章	6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	3節 安全・安心な生活基盤の整備
	細節	(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営
2. 施策項目	公共下水道の整備	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>鶴岡市の下水道事業(公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業)の整備、水洗化の現状 行政人口 129,323 人のうち、整備区域内人口 116,625 人、下水道等普及率 90.2%、水洗化率 91.8%(107,088 人)となっている。 その内、公共下水道事業の普及率 75.6%で、その水洗化率は 91.3%となっている。</p> <p>【公共下水道事業の現状】 事業計画面積 3,716ha に対して、整備済み面積 2,997ha、80.7%の整備率となっている。 計画処理区は、第三次県全域生活排水処理施設整備基本構想により、12処理区とした。その内、鶴岡地域を除く、旧町村地域の管渠整備は、完了し、鶴岡処理区については、市街地はほぼ整備が完了し、現在は郊外地(斎、大泉、黄金、湯田川、西郷地区)で整備事業を展開している。 平成27年度より、新たに大山(柳原)地区、小堅地区の整備工事に着手した。 湯野浜処理区においては、H20年度より加茂地区に着手し、H30年度完了を目指し事業を推進して行く。 平成28年度から、茅原北土地区画整理事業が行われており、事業に合せ下水道整備を実施している。 普及促進については、区域内の高齢者世帯の増加や持ち家の老朽化に伴う家屋の維持管理費増大に伴い公共下水道接続費用が負担できないなどの問題で現在の接続率は 91.4%となっている。 接続率の更なる向上を進めていかなければならない。</p> <p>【課題】 昭和50～60年代に設置された処理施設等の老朽化が著しく機器の故障等が頻繁に発生している。また、地震発生後の事業継続性(BCP)を確保するため施設の耐震化診断を行う必要がある。平成27年度、第二期長寿命化計画を国に提出しており、計画に基づき改築更新を行なう必要がある。 また面整備については、財源確保が厳しく、整備が計画どおりに進まない状況であるが、管内における他地域の事業進捗状況と財源確保を総合的に検討し、地元や関係機関と十分に協議打合せを行い、現在策定している鶴岡市生活排水処理施設整備基本構想に基づき10年概成を目指す。 管渠の維持管理は、昭和 55 年に供用した市内の管渠等も老朽化が著しく、資本ストックの効率的な維持管理更新を行なう必要がある。 面整備、維持管理においても技術職員の不足も顕在化しており、民間事業者の資金や技術力を活用し効率的な事業展開を行なうためにPPP導入について検討する必要がある。 下水道の情報化管理が遅れていることから、それらの整理を行ない平成28年度からアセットマネジメントに合せて、計画的に電子化し、維持管理や災害時 BCP に有効活用できるようにする。</p>	

4. これまでの取組 とその評価		事業着手	供用開始	事業完了	普及率	水洗化率
	鶴岡	S47	S55	未	80.2%	92.0%
	湯野浜	H元	H4	未	3.5	83.1
	藤島	H5	H10	H14	44.0	92.3
	藤島特環	H13	H13	H19	18.4	84.7
	羽黒	S53	S60	H15	31.2	97.8
	羽黒西部	H2	H6	H15	6.9	95.2
	櫛引	H3	H7	H17	64.9	96.3
	朝日	H6	H12	H17	55.6	83.1
	温海	S58	H元	H23	32.3	89.8
	鼠ヶ関	H6	H11	H21	26.4	71.4
	公共計				75.6	91.3
<p>平成 28 年度末での公共下水道事業の普及率は前年度比+0.4%の 75.6%、接続率は 91.3% (89,204 人)となっている。</p> <p>未普及対策工事について、従来の単年度発注からPPPなどを活用した複数年契約による面整備を効率的に行う。</p>						
5. 施策に関連する 計画	計画名	公共下水道整備事業(面整備)				
	計画期間	～平成 40 年				

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	下水道課

1. 現基本計画での 位置付け	章	6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します																																																			
	節	3節 安全・安心な生活基盤の整備																																																			
	細節	(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営																																																			
2. 施策項目	集落排水事業																																																				
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>【現 状】 平成27年度に第三次山形県生活排水処理施設整備基本構想の見直しが行われ未整備地域における10年概成に向けたアクションプランが策定された。 今後、清水・三瀬・中山地区について集落排水事業により整備計画している。 平成23年度より羽黒地区及び榊引地区の一部の処理施設を統合する、羽黒中央地区統合事業に着手し、平成28年度に一部供用開始しており今後順次統合を進めている。</p> <p>【課 題】 羽黒中央処理区(統合事業)の整備促進と統合後の既存処理施設などの利活用などが課題となっている。 今後、最適化構想に基づき効率的な事業運営を行うため、西目・新屋敷・平形・大谷・川尻・羽黒北部・松根・東岩本など小規模処理施設の統合について検討する必要がある。 また、上郷処理区においては平成23年度より機能強化事業が実施されており、他の処理区においても処理場及び管渠施設の更新・改築の検討が必要となっている。合わせて不明水対策や耐震化診断に基づく耐震化が必要となってくる。</p>																																																				
4. これまでの取組 とその評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業着手</th> <th>供用開始</th> <th>事業完了</th> <th>普及率</th> <th>水洗化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴岡</td> <td>H5</td> <td>H10</td> <td>H16</td> <td>4.6%</td> <td>88.7%</td> </tr> <tr> <td>藤島</td> <td>S62</td> <td>H2</td> <td>H17</td> <td>37.5</td> <td>96.3</td> </tr> <tr> <td>羽黒</td> <td>S52</td> <td>S53</td> <td>H19</td> <td>59.9</td> <td>95.2</td> </tr> <tr> <td>榊引</td> <td>H元</td> <td>H3</td> <td>H17</td> <td>31.7</td> <td>96.8</td> </tr> <tr> <td>朝日</td> <td>H4</td> <td>H7</td> <td>H17</td> <td>31.1</td> <td>98.5</td> </tr> <tr> <td>温海</td> <td>H6</td> <td>H9</td> <td>H16</td> <td>9.6</td> <td>94.6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>13.6</td> <td>94.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・羽黒統合事業 H26～H28年度 羽黒中央浄化センター建築、連絡管渠、マンホールポンプ場整備 H29～ 連絡管渠、マンホールポンプ場整備</p> <p>・上郷地区機能強化対策事業 鶴岡上郷処理区:処理場及び管渠施設の更新・改築 H22年度 事業採択申請 H23年度 事業着手 全体設計、真空ポンプ・中継ポンプ・真空弁更新工事を実施。 H24～H26年度 ミニ真空ステーション設置、中継ポンプ場・真空弁更新工事を実施。 H26年度 処理施設コンクリート躯体改修、ばっき攪拌装置更新、監視警報設備設置 管路施設電気設備改修工事を実施 H27年度 管路施設改修工事を実施 H28年度 処理施設並びに管路施設の機械設備改修工事を実施</p>						事業着手	供用開始	事業完了	普及率	水洗化率	鶴岡	H5	H10	H16	4.6%	88.7%	藤島	S62	H2	H17	37.5	96.3	羽黒	S52	S53	H19	59.9	95.2	榊引	H元	H3	H17	31.7	96.8	朝日	H4	H7	H17	31.1	98.5	温海	H6	H9	H16	9.6	94.6	計				13.6	94.1
	事業着手	供用開始	事業完了	普及率	水洗化率																																																
鶴岡	H5	H10	H16	4.6%	88.7%																																																
藤島	S62	H2	H17	37.5	96.3																																																
羽黒	S52	S53	H19	59.9	95.2																																																
榊引	H元	H3	H17	31.7	96.8																																																
朝日	H4	H7	H17	31.1	98.5																																																
温海	H6	H9	H16	9.6	94.6																																																
計				13.6	94.1																																																

	<p>・羽黒統合事業 H29 年度～H34 年度 管渠施設整備 マンホールポンプ場整備 H29 年度～H36 年度 既存処理場有効活用の検討</p> <p>比較的早期に整備された施設の統廃合を実施することで、効率的な集落排水事業を実施することができた。同時に羽黒中央地区においては大幅な水質改善を図ることができた。</p> <p>今後、H30 年度～H32 年度 最適整備課構想を実施し、集落排水台帳整備、新屋敷平形処理区:流域庄内処理区への管路接続統合(検討)、川尻処理区:渡前又は流域庄内処理区への管路接続統合(検討)などを行なう。</p>	
5. 施策に関連する計画	計画名	集落排水事業
	計画期間	～平成 45 年

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	下水道課

1. 現基本計画での 位置付け	章	6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	3節 安全・安心な生活基盤の整備
	細節	(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営
2. 施策項目	浄化槽事業	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>【現 状】 藤島、櫛引、朝日、温海地域において、公共下水道・集落排水事業の区域を除く区域を市設置型による浄化槽で整備を行っている。</p> <p>【課 題】 本事業は個人の排水設備と一体で、合併浄化槽の設置が行われるため、持ち家の老朽化問題等や、すでに設置してある単独浄化槽から合併浄化槽への切り替え費用負担が発生することから進捗状況が思わしくない状況にある。 今後、費用対効果などの検証を行ないながら進捗率の向上を図ること、整備済み浄化槽の濾材（流動担体）交換等の維持管理費用が相当額必要となることが課題である。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>・旧鶴岡市、旧羽黒町については個人設置型で整備を行っている。 藤島、櫛引、朝日、温海の各旧町村では市町村設置型で整備しておりその数は平成 28 年度末で 486 戸となっている。</p>	
5. 施策に関連する 計画	計画名	浄化槽事業
	計画期間	～平成 40 年

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	土木課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第 6 章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第 3 節 安全・安心な生活基盤の整備
	細節	(6) 雨水対策の推進
2. 施策項目	基本計画 雨水対策の推進 実施計画 施策項目 雨水排水対策及び防災対策事業の推進	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>近年、短時間に局地的に発生する集中豪雨が多発傾向にあり、市街地における宅地道路の冠水が多く発生している。</p> <p>浸水常襲地帯の改善に向け、流水系統、暗渠の閉塞、地盤の高低、雨水幹線の有無等、現地調査の上対策の検討が必要である。</p> <p>また、ソフト面では放流先となる河川や農業用排水路等の水門や分水工について、大雨時にその操作による水位調整も必要である。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>公共下水道事業(雨水)の大山第二排水区、日枝第三排水区の排水樋門は完成し、引き続き上流側の幹線排水路の整備を実施中で 29 年度完了予定である。</p> <p>雨水茅原第一排水区の排水樋門については、放流先の河川管理者である国土交通省との協議が整い平成29年度から工事着手の予定であり平成30年の完了を目指す。</p> <p>長沼集落の浸水対策として、県農林部局の京田川地区防災減災事業(H26～30)との連携について協議を行った。</p> <p>また、ソフト面では、鶴岡市樋門・水門管理協議会を設立し、各管理者との連携による操作により、大雨時の浸水対策を実施しているが効果についてはまだ把握できていない。</p>	
5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	

総合計画基本計画 評価調書

		担 当 課	建設部 土木課
		担当者(内線)	
1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します	
	節	第4節 治水と市土の保全	
	細節	(1) 河川の整備	
2. 施策項目	河川の整備促進		
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>赤川水系の内、直轄管理区間の赤川中流部は現況流下能力が著しく低いことから、洪水時の水位低下を目的に文下地内において河道掘削事業が実施されている。</p> <p>県は、県管理河川である湯尻川、矢引川、黒瀬川等の河川整備について、毎年逐次整備を実施しており、京田川についても河川整備計画策定を地元と調整中である。</p> <p>維持管理については、平成29年3月に策定した河川流下能力向上計画により支障木伐採や河道浚渫を計画的に行うことにより効果的に流下能力の維持・向上を図り、減災に向けた取り組みを推進するとしているが河川改修を含め予算確保が課題となっている。</p>		
4. これまでの取組 とその評価	<p>赤川の直轄区間の文下地区において、河道掘削事業が進められた。また、堤防強化事業についても文下地区で平成28年度に実施され、浸透対策がなされた。</p> <p>県管理河川の整備については重要要望事項として引き続き要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯尻川 ・矢引川 ・黒瀬川(富沢～黒瀬) ・京田川(三和上流) ・岡町川 <p>県、市町村、関係団体等の連携による「きれいな川住みよいふるさと運動」として毎年7月と9月に「県民河川・海岸愛護デー」を設定し、河川・海岸の美化、清掃等の愛護活動を展開しており、多くの市民との協働により良好な河川環境の維持、保全がなされている。</p>		
5. 施策に関連する 計画	計画名	山形県河川流下能力向上計画	
	計画期間	H29. 3～	

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	建設部 土木課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第4節 治水と市土の保全
	細節	(2) 砂防施設等の整備
2. 施策項目	砂防施設等の整備	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>国直轄砂防事業・地すべり対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立矢沢砂防堰堤等7事業が実施中。 ・予算の確保(国費)が課題となっている。 <p>県施工砂防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市管内の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域において、市の重要事業要望として掲げている12箇所のうち、平成29年4月現在で県の公共・単独事業として8箇所を実施している。 ・未着工箇所のほとんどが県単独費による事業化となるため、財源不足による新規事業の遅延が懸念され、予算の確保が課題である。 	
4. これまでの取組 とその評価	関係機関への継続的な要望活動等により、課題のある路線について計画的・継続的に整備が図られている。	
5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	

総合計画基本計画 評価調書

担 当 課	建設部 土木課

1. 現基本計画での 位置付け	章	第6章 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します
	節	第4節 治水と市土の保全
	細節	(3)海岸の整備
2. 施策項目	海岸の整備	
3. 施策に関わる 現状と課題	<p>東日本大震災を機に、海岸構造物の耐震性の検証や沿岸地域の地震津波対策が急務となっている。</p> <p>また、海岸漂着物に対する取組みとして、山形県が事務局となり、関係する自治体や民間団体を構成する海岸漂着物対策協議会を設置し、連携を取りながら、啓発活動等を行っている。</p> <p>地震・津波緊急対策事業として、L1(レベルワン)津波高さの検討、津波の河川遡上による影響検討、海岸保全施設・河川施設の耐震調査を平成24年度から山形県が実施している。</p> <p>近年、大量のゴミ等が海岸に漂着しているが、この海岸漂着物の撤去及び処理のため、パトロールを行い、各海岸管理者やボランティア組織と協力しながら回収処理を実施している。</p>	
4. これまでの取組 とその評価	<p>地震・津波緊急対策事業として、L1(レベルワン)津波高さの検討、津波の河川遡上による影響検討、海岸保全施設・河川施設の耐震調査を平成24年度から県が実施している。</p> <p>県に対し事業の早期着手と予算確保について要望する。</p> <p>市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、海岸の美化などを進めているが、周辺の自治会、ボランティア組織、小学校等が自発的に海岸の清掃活動を実施しており、海岸の美化が図られている。</p>	
5. 施策に関連する 計画	計画名	
	計画期間	